安全・安心で持続可能な未来のための
社会的責任に関する研究会

報告書

平 成 ２ ０ 年 ５ 月

内　閣　府

目　次

はじめに　・・・・・・1

Ⅰ．社会的責任の取組促進に向けて　・・・・・・3

（1）政府，市場，市民社会の関係の再構築
（2）社会的責任の取組促進に向けた環境整備

Ⅱ．円卓会議の意義　・・・・・・5

（1）持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル
（2）持続可能な発展に向けた円卓会議の役割

Ⅲ．円卓会議のあり方について

１．円卓会議の目的と成果　・・・・・・9

（1）円卓会議の目的
（2）円卓会議の成果

２．円卓会議の機構・運営等　・・・・・・12

（1）円卓会議の機構
（2）委員の役割と選出方法
（3）機構及び参加者に関するその他の論点
（4）円卓会議の運営

３．国際社会や地域社会との関わり　・・・・・・16

（1）国際社会との関わり
（2）地域社会との関わり

４．その他　・・・・・・17

（1）関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進
（2）国民への周知啓発の重要性について

補論：社会的責任の取組を促進する市場環境の整備について

～市場環境整備策検討ワーキンググループ報告～

１．各主体の自立性と説明責任に基づく新たな経済社会　・・・・・・２１

２．社会的責任投資　・・・・・・２３

２－１．社会的責任投資の分類

２－２．広義の社会的責任投資

（１）受託者責任について
（２）年金受託機関の投資方針開示制度について
（３）公的年金による社会的責任投資

２－３．ソーシャル・ファイナンス

３．社会的責任購入と社会的責任調達　・・・・・・４４

（１）消費者による社会的責任購入
（２）政府による社会的責任調達

４．情報開示　・・・・・・４８

（１）制度開示
（２）任意開示

５．キャパシティ・ビルディング　・・・・・・５６

（１）公共財的な基盤となる知識の蓄積
（２）人材の育成・交流の促進
（３）情報環境の整備
（４）財政基盤の整備
（５）専門の支援組織やネットワークの設立

参考資料　・・・・・・５９

Ⅰ．マルチステークホルダー・プロセスについて

Ⅱ．諸外国における持続可能な発展戦略と
マルチステークホルダー・プロセスについて

Ⅲ．社会的責任の取組促進に向けた欧州連合の取組について

参照文献等一覧　・・・・・・９５

安全・安心で持続可能な未来のための社会的責任に関する研究会
検討経過及び委員等名簿
・・・・・・９９

はじめに

急速なグローバル化や技術革新の進展，気候変動など地球規模の問題の深刻化等を背景に，法令の枠組みを超えた，組織の自主的な取組を求める動きが世界的に強まっている。我が国においても，安全・安心の確保や地球環境への配慮をはじめとして，組織がそれぞれの社会的責任を主体的に果たしていくことが一層求められている。

こうした中，「国民生活における安全・安心の確保策について」（平成 19 年 6 月４日国民生活審議会意見）において，民の自主的な取組を支える環境整備を目的として，「社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議(仮称)」[1]を開催すること等が提言されたほか，「長期戦略指針『イノベーション２５』」（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）においても，社会的課題に関連したイノベーションを創出する社会システム改革の一環として，円卓会議の開催が決定された。ここに掲げられている政策枠組が実効性をもって機能し，組織の社会的責任の取組促進に向けた環境整備が進展するのであれば，安全・安心で持続可能な社会の実現に大きく貢献することが期待される。

折しも，国際社会においては，2010 年に国際標準化機構（ISO）による「組織の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）」の発行が予定されるほか，一部の先進諸国においては，企業活動を社会や環境面からも積極的に評価する市場の傾向を前提とし，各種の制度整備に向けた動きが広がりを見せている。この時機に，社会的責任を巡る世界的な潮流と我が国における動向を符合させ，我が国が国際社会や地球環境に対して責任ある経済大国としての地位を確立する上で，円卓会議の開催は急務である。

ところで，上述の国民生活審議会意見においては，円卓会議の目的や検討課題，具体的な形態や運営方法については，今後の国民生活審議会において更なる検討を進めることとされている。そこで本研究会では，審議会及び円卓会議自体の検討に資するため，我が国において組織の社会的責任の取組を総合的かつ戦略的に促進する体制としての円卓会議のあるべき姿について，専門的な見地から提言を行うこととした。まず，平成 19 年 12 月 27 日に開催された国民生活審議会第 2 回総合企画部会において，本研究会として円卓会議のあり方について論点整理を行った中間報告書を提出した。平成 20 年 3 月 11 日に開催された第 6 回総合企画部会では，「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議の開催に向けて」と題する意見書を提出し，円卓会議の意義や正式名称，構成や意思決定方法のみならず，円卓会議の成果としての「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」の策定など，更に具体的な

[1] 円卓会議の名称は，その後，平成 20 年 3 月 11 日に開催された国民生活審議会総合企画部会において，当研究会の提案に基づき，「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」とされた。以下，これを「円卓会議」という。

提案を行った。国民生活審議会はこれらの提言を基礎に精力的な審議を行い，円卓会議の開催に向けた審議会としての具体的な方針を，「消費者・生活者を主役とした行政への点検に向けて」（平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会意見）として取りまとめた[2]。

また，円卓会議においては，社会的責任投資や社会的責任調達の促進策など，個々の組織の社会的責任の取組を支える横断的な市場環境の整備のための方策について検討を行うことが期待されることから，本研究会としては，円卓会議における検討に資するため，研究会の下に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し，市場環境整備策について専門的な観点から検討を行ってきた。

本報告書は，研究会発足に先立つ懇談会やワーキンググループを含め計 9 回にわたる審議を経て，円卓会議のあり方や市場環境整備策についての諸論点を試案として取りまとめたものである。今後，国民生活審議会では，7 月を目途に円卓会議のあり方についての最終的な取りまとめを行い，いよいよ本年中には，我が国において初めての本格的なマルチステークホルダー・プロセスである「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」が始動する。

本研究会としては，この報告書が，今後の国民生活審議会や円卓会議における議論，さらには，持続可能な発展や社会的責任を巡る国内外の議論に資することを期待する。

[2] なお，上述の国際規格における議論にあるように，今日では，企業のみならず，事業活動を行うあらゆる組織を社会的責任の取組主体として捉えることが多く，本研究会も，上記国民生活審議会意見書に従い，組織の社会的責任を論じている。ただし，国内外における影響力の大きさに鑑みれば，事業活動に係る企業や行政の社会的責任が最も重要であることは事実である。なお，後に述べるように，個々の組織の社会的責任の取組を促進するためには，事業者団体，消費者団体，労働組合，NPO や専門家，さらには行政など，社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たすことが何よりも重要であり，いずれにしても，この点が円卓会議の主な審議事項であることに変わりはない。

Ⅰ．社会的責任の取組促進に向けて

（1）政府，市場，市民社会の関係の再構築

1990 年代以降, 急速なグローバル化や技術革新の進展は世界経済に多大な恩恵をもたらしてきたが，その一方で，現代社会の様々な領域において，政府の伝統的政策ツールのみにより課題を克服することをますます困難にしている。

特に，気候変動等の地球環境問題や発展途上国における貧困や人権の問題など，地球や人類の持続可能性を脅かす課題の多くは，国境を越える経済活動と地域の社会構造全般にまたがる複雑で多様な要因を有し，政府による対応の限界を露呈している。国内に眼を転じても，国際競争の激化や情報化の進展，少子・高齢化の急速な進行が，人々の価値観や労働形態，消費生活の多様化・複雑化を招き，従来の政策ツールでは十分に対応できない新たな種類の課題や事件・事故を引き起こしている。一方，国際的な競争の激化を背景に，世界的な規制緩和の潮流など，政府と市場の役割分担そのものが見直されている。

こうした中，法令遵守を前提にそれを上回る組織の社会的責任への関心が国内外で高まっている。これまでも，例えば 1970 年代には企業活動の多国籍化や公害問題の深刻化を背景として企業の責任が叫ばれるなど，社会的責任の問題は多様な文脈の下で論じられてきた[3]。 しかし，今日の世界規模での関心の高まりの特徴は，社会的責任を，市場経済の見直しへの動きからさらに，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして捉える動きが現れていることである。例えば，社会的責任投資（SRI）やラベリングといった実践的ツールを活用して，市場の内側から人々の消費や投資活動の変容を促す活動が展開されているほか，企業側も，積極的にステークホルダーとの対話や連携を模索し，よき企業市民として持続可能な発展に貢献するとともに，環境・社会分野の需要を技術革新に繋げ，むしろ競争力の糧としている。さらに一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。そこでは，政府と市場と市民社会それぞれの役割を果たしながら，総体として社会的課題を解決していく新しい“公”の姿が模索されている。

[3] その一部は，経済協力開発機構（OECD）「多国籍企業行動指針」（1976 年 6 月）や国際労働機関（ILO）「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（1977 年 11 月）など国際指針等の形で結実した。

（2）社会的責任の取組促進に向けた環境整備

①国家戦略としての社会的責任の取組促進

先述の通り，近年一部の先進諸国では，社会的責任の取組を促進するための各種環境整備を戦略的に進めているほか，アジア諸国も，急激な経済成長に伴う様々な課題に対処するため社会的責任に関心を寄せている。また，ハイリゲンダムサミットでは，OECD 多国籍企業行動指針や ILO 三者宣言に基づき，先進国が一致して企業の社会的責任の原則を強化することが確認されたほか，グローバルコンパクトや責任投資原則（PRI）など，国連をはじめ様々な国際機関や非営利ネットワークが社会的責任に係る基準や規範作りを進めている。さらに，国際標準化機構（ISO）では，数年以内に組織の社会的責任の実施ガイダンスとなる国際規格の発行を予定している。

今後，我が国が，経済大国として国際社会や地球環境に対して責任ある貢献を行うため，また，我が国自身の持続可能性を確実なものにするため，さらには環境や社会の多様なニーズに対応した技術革新を促し競争力を高めるためには，組織の社会的責任の取組を促進する枠組みを国家戦略として包括的に整備することが急務である。

②社会的責任の取組促進のために何が必要か

社会的責任の取組を促進するためには，組織自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすだけでなく，積極的な取組を行っている組織が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すことが必要である。そのためには，組織とその直接的なステークホルダーの多様な相互関係を基礎としながらも，これを取り巻く地域レベルや分野ごとの様々な主体，さらには国や国際レベルの主体が重層的にこれを支え，社会全体として，組織に社会的責任の取組に向けたインセンティブを付与する環境を整備することが不可欠である。

そこで政府は，我が国においても社会的責任の取組を促進するための環境整備を総合的かつ戦略的に推進し，政府と市場そして市民社会が一体となって安全・安心で持続可能な未来を実現する体制を整備することを目的として，広範なステークホルダー代表により構成される「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」を速やかに開催するべきである。

Ⅱ．円卓会議の意義

（1）持続可能な発展に向けた新たな公共統治モデル

円卓会議は，いくつかの点で，持続可能な発展の理念に親和的な新たな公共統治モデルの構築を志向している。一つは，1990 年代以降の社会的責任自体の捉え方であり，もう一つは，円卓会議の基礎となるマルチステークホルダー・プロセス（Multi-stakeholder Process）と呼ばれる意思形成プロセスである。

①持続可能な発展と社会的責任

前章の冒頭で述べた通り，1990 年代以降，社会的責任を，政府と市場と市民社会が総体として社会的課題を解決する経済社会システムとして捉える動きが表れている。こうした捉え方は，持続可能な発展を巡る全人類的な議論の一つの帰結にほかならない。

1992 年に「国連環境開発会議（地球サミット）」は，その採択文書アジェンダ 21 において，持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠であることを訴えた[4]。さらに 2002 年の「持続可能な開発に関する世界サミット」では，持続可能な発展に向けた政府，市場，市民社会のセクターを超えたパートナーシップの重要性が強調されたほか，同時開催された「持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）」においても，企業の社会的責任が大きく論じられた。持続可能な発展と社会的責任の関係を論じるこうした流れは，先述のハイリゲンダムサミットやグローバルコンパクト，さらには社会的責任の国際規格にまで連綿と続いていく。1990 年代以降の社会的責任の実践は，アジェンダ 21 が提唱した新しい公共統治モデルのあり方を具現化する，一つの社会システムの姿なのである。

②持続可能な発展とマルチステークホルダー・アプローチ

持続可能な発展に関する国際社会における議論は，課題解決に向けた意思形成のプロセスにも大きな変革をもたらした。特に，マルチステークホルダー・プロセスと呼ばれる意思形成プロセスが，アジェンダ 21 が掲げた理念を実現する実践的な手段の一つとして，1990 年代以降，国連や各国政府，国際的な非営利ネットワークによって様々な形で実践されてきた。

---

[4] アジェンダ 21 は，「アジェンダ 21 の全てのプログラムにおいて，各国政府が合意した目標・政策・枠組みを実効性をもって実施するためには，全ての社会集団のコミットメントと真の関与が不可欠である。持続可能な発展の達成に向けた根源的な条件は，意思決定に広範な社会層が参画することである。」（“アジェンダ 21”第 3 部「主要グループの役割の強化」）として，持続可能な発展の実現に向けた多様な主体の役割を強調している。

マルチステークホルダー・プロセスの統一的な定義は存在しないが，概ね，相互に平等に説明責任を有する三主体以上のステークホルダー間における，意思決定，合意形成，もしくはそれに準ずる意思疎通のプロセスと考えることができる[5]。したがって，例えば，主に我が国で多用されている審議会が政府任命の学識経験者等によって構成され，専ら政府の施策について審議を行うのに対し，マルチステークホルダー・プロセスはステークホルダーの代表者によって構成され，政府以外の主体の取組も議論の対象とする。

先述のように，持続可能な発展の達成のためには多様な社会集団の役割が不可欠である。そこで，その実効性を担保するために，当事者が参画した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組みが求められている。マルチステークホルダー・プロセスは，こうした新しい要請に応える社会的装置として，国際社会でこれまで一定程度の有効性が認められてきたものと考えられる。

円卓会議が提供する社会的合意形成や取組促進の枠組みも，まさにこうした国際社会の実践の延長線上にある。これまで国際社会においては，様々な目的で様々な形態のマルチステークホルダー・アプローチ[6] が実践されてきたが，特に，広範なステークホルダー代表が対話を通じて情報や認識を共有し，協働して自ら解決にあたる手法は，組織の社会的責任の取組促進にあたっても極めて有効である。すなわち，社会的責任の取組を促進するための環境整備に際しては，主体間で信頼感が醸成され，目標や負担について関係者の十分な理解と支持が得られることが前提となる。このため，広範なステークホルダー代表が主体的に参画し，情報交換や対話を通じて，環境整備に向けた協働のあり方について，共通認識の醸成や一定の合意形成を行うことが重要である。円卓会議は，こうした認識共有や合意形成の過程の中核を担うことになる。

[5] マルチステークホルダー・プロセスの試案的な定義及び類型等については，巻末の参考資料Ⅱを参照。
[6] ここでは，意思形成プロセスの中核にマルチステークホルダー・プロセスを採用した課題解決の手法全般を，“マルチステークホルダー・アプローチ”と呼ぶこととする。

（2）持続可能な発展に向けた円卓会議の役割

①目指すべき社会像の共有

アジェンダ 21 において各国政府は,「持続可能な発展に関する国家戦略（NSSD）」を策定すること，並びに「持続可能な発展に関する国家委員会（NCSD）」を設置することを要請されている 。これを受けて，1990 年代以降，各国では持続可能な発展に関する横断的な国内組織を設立し，これを基点に包括的な戦略の策定及び改訂を継続してきた。特にいくつかの先進諸国では，戦略の策定過程でマルチステークホルダー・アプローチを採用し，様々な形で多様なステークホルダーの参画を確保している[7]。この中で，国として目指すべき持続可能な社会の姿を広範なステークホルダーで共有するとともに，ステークホルダー自らも主体的に戦略の実施を担うことを企図しているのである。

残念ながら我が国においては，環境･社会･経済を統合した形での，しかも，多様なステークホルダーに共有され，実践されるような包括的な戦略は存在しない。そこで円卓会議は，この欠落を埋め，戦略策定のためのステークホルダーの意思形成の中枢としての役割を担うことが期待される。この策定過程を通じて，我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な社会とはどのような姿か，そこに至るためには何が必要とされるのかについて，広範な層で共有するべきである。

②持続可能な発展を支える市民社会の成長に向けて

先述の通り，国際社会においては，1990 年代以降，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する動きとして社会的責任の取組が実践されてきた。一方で我が国では，伝統的に行政が“公”の担い手として存在し，市民は専ら公共サービスの受け手として，あるいは規制によって保護される存在として捉えられてきた。90 年代以降，規制改革等を通じて社会的課題に対する市場の影響力は強まったが，背後で市場規律を支えるべき市民社会は，様々な基盤の欠如から十分な広がりを持てていない。

今後，我が国が持続可能な発展に貢献していくためには，健全で成熟した市民社会の存在が不可欠である。企業や行政に対して冷静で厳しい眼を向けるとともに，時には協働・連携して，持続可能な発展のためのコストを共有する，そうした市民社会の存在がなければ，社会的課題に対する産業の対応力は弱まり，我が国の競争

[7] 諸外国の持続可能な発展戦略とマルチステークホルダー・プロセスの関係については，巻末の参考資料Ⅱを参照。

力を減じる可能性さえある。

もちろん，市民社会の力強い胎動は我が国でもすでに始まっている。その存在は円卓会議の前提であり，また，その成長を促すことは円卓会議の極めて重要な目的の一つでもある。特に，我が国は「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の提唱国として，持続可能な発展を支える人材や組織が学び育まれる環境を積極的に整備すべきである。

③未来に向けての責任

特に円卓会議を通じて，我々が真に果たすべきは，未来に向けての責任である。まさに持続可能な発展の理念が謳うように，我々は，我々自身の利益に配慮しつつも，決して将来世代の可能性を脅かしてはならない。我々自身のためにも，そして将来世代のためにも，社会を構成する全ての主体が，それぞれの本来果たすべき役割を改めて見つめ直し，短期的な負担や自らの利害を超え，より大きな枠組み作りに向けて協働することが強く求められている。そのことを通じてはじめて，我々は国際的にも信頼され，将来世代に誇れる新しい日本を築き上げることができるのである。

（図）マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議（イメージ）

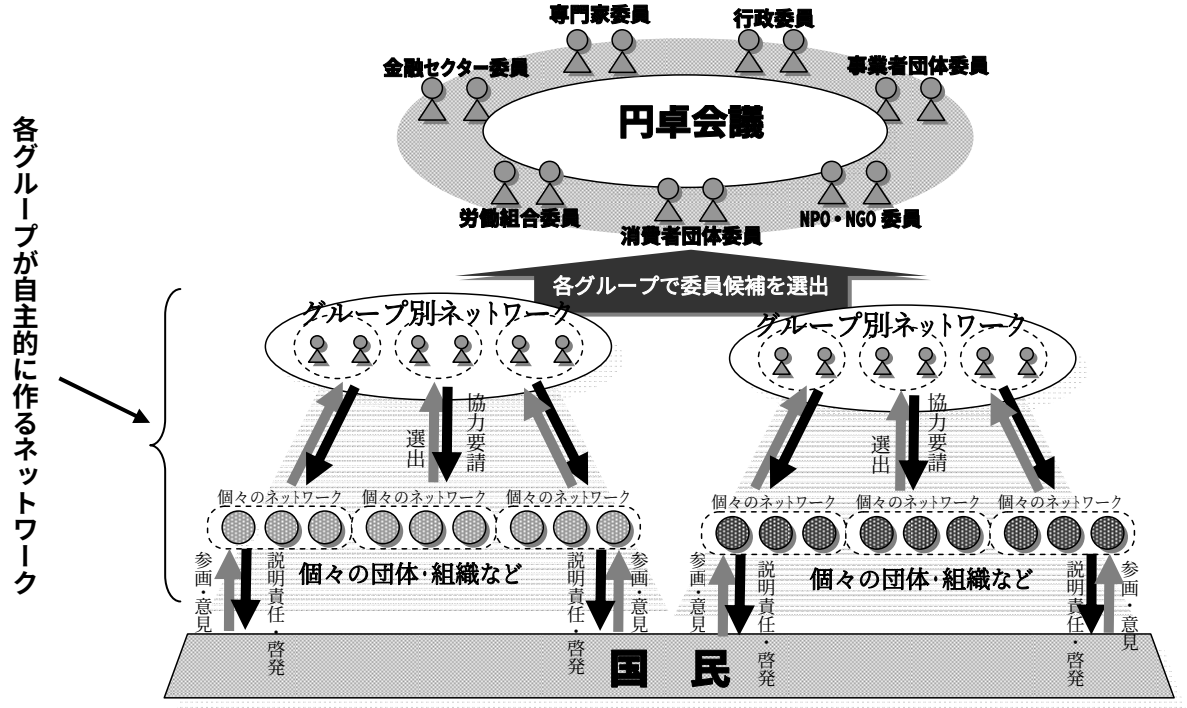

Ⅲ．円卓会議のあり方について

研究会では，今後の国民生活審議会や円卓会議における検討に資するため，以下の通り，円卓会議のあり方について整理を行った。

１．円卓会議の目的と成果

（１）円卓会議の目的

前章までの問題意識に基づき，円卓会議の目的は，以下のように設定することが考えられる。

すなわち円卓会議は，広範なステークホルダーの代表が参加した新たな社会的合意形成や取組促進の枠組み（マルチステークホルダー・プロセス）を提供することで，ⅰ）我が国が目指すべき安全・安心で持続可能な未来の姿を広範な主体で共有し，その実現に向けた協働を推進するとともに，ⅱ）積極的な取組を行っている組織が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進することを目的とする。

具体的には，上記ⅰ及びⅱの目的達成に向けた社会を構成する多様な主体による協働のあり方について，情報交換や対話を通じて参加者間で共通認識の醸成や一定の合意形成を行うとともに，政府が措置すべき方策について提言を行う。

（２）円卓会議の成果

①「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」の策定

各主体の協働の実現は，マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成果である。しかし，そのための具体的な目標設定のあり方については，以下の観点から，個別課題についての合意を場当たり的に連ねるのではなく，一定の戦略性と包括性を有することが望ましい。

第一に，前章で述べた通り，円卓会議は，持続可能な発展に関する国としての戦略策定のための，ステークホルダーの意思形成の中枢としての役割を担うことが期待される。したがって円卓会議においては，持続可能な発展に向け各主体の限られたリソースを最大限に有効活用するため，各課題間の関連付けや解決策の戦略的な配置も含めた総合的な判断がなされることが期待される。第二に，意思形成プロセ

スとしての円卓会議の優位性は，各主体が単独で取り組むよりも，多様な主体が組織の垣根を越えて協働することで，短期的な負担を超えたより大きな効果がもたらされるような課題を扱う際に発揮される。したがって，特定の主体が負担を恐れて取組を躊躇し，結果的として全ての主体の利益が損なわれることのないよう，各主体の役割について全体の合意を得ることが重要となる。さらに運営の実務的な観点からも，議論に際して全ての参加者が共有できる成果目標があることが望ましい。

したがって，円卓会議における合意は，個別課題についての単発の合意の連続であるよりも，広範なステークホルダーが共有し得る包括的な戦略であり，持続可能な発展に向けた各主体の行動計画の有機的集合体であるべきである。そこで円卓会議は，上述の目的の達成手段として，目指すべき社会像，各主体の協働のあり方とそれぞれの役割，政府への政策提言を含む「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」を取りまとめることが望まれる。この協働戦略を通じ，我が国の広範なステークホルダーが目指すべき未来像と進むべき道筋を共有し，その実現のための具体的な取組を展開していくことが期待される。

なお，最初の協働戦略は，「組織の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）」の発行予定等にも鑑み，概ね 2010 年までに策定することが期待される。また，緊急性の高い課題については，協働戦略の取りまとめを待たずに順次取組に着手するべきである。

②協働戦略の構成要素

協働戦略の具体的な形は円卓会議において議論されるものであるが，特に以下の要素を含むことが期待される。

ⅰ）目指すべき社会像

目指すべき安全・安心で持続可能な社会の姿とそこに至る道筋

ⅱ）分野別重点課題

例えば持続可能な国民生活や地域社会のあり方など，①の実現に向けた具体的な社会的課題について，各主体の協働のあり方やそれぞれが果たすべき役割，各主体が役割を果たす上で直面する問題を克服するための方策

ⅲ）横断的課題

一般の消費者・労働者・投資家の関心を高めるための普及啓発活動のあり方，持続可能な発展を支える人材の育成・交流や調査研究の促進など，関連する各主体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の支援に向けた方策，社会的責任投資（ないし責任ある投資）や社会的責任調達の促進策など横断的な市場

環境の整備策など

なお，組織の社会的責任の対象となる社会的課題が極めて多岐にわたるため，各主体のリソースの制約を考えれば，分野ごとに議論すべき課題については，一度に全ての課題を扱うことは非現実的である。また，マルチステークホルダー・プロセスで取り組む以上は，課題ごとの関係者の合意と参加を確保するとともに，対立ではなく協働を模索し得るような項目を選別して取り扱う必要がある。そこで，上記の要素のうち，特に「分野別重点課題」に整理される具体的な社会的課題については，国内外の現状に鑑みて特に重大性・緊急性があり，かつ，マルチステークホルダーで議論することがふさわしい項目を選び取り，優先順位を付けて取り組んでいく方式が考え得る。

また，「横断的課題」に分類される横断的な市場環境整備策については，円卓会議における議論に資するため，本研究会に「市場環境整備策検討ワーキンググループ」を設置し，専門的な観点から考え得る論点の整理を行った。詳細については，次章「補論：社会的責任の取組を促進する市場環境についての論点整理」に掲載したが, 当研究会としては, 今後, 円卓会議に専門の検討機関が設置されるなどして，活発な議論がなされることを期待する。

③プロセスの重要性

協働戦略は円卓会議の成果物ではあるが，その要諦は，戦略そのものよりむしろその策定の前後のプロセスにあるということに留意が必要である。第一に，円卓会議の重要な役割は，戦略策定までの道程において適切な議論のプロセスを提供することである。戦略策定に向けてステークホルダー間で透明で建設的な対話が行われるからこそ, 主体間に信頼関係が醸成され, 合意された取組の実効性が確保される。したがって後述のように，適切な議論のプロセスを担保するいくつかのルール設定を予め行うことが重要となる。第二に，戦略に集約された各主体の取組の実効性を確実なものとするためには，戦略策定後のプロセスも重要となる。すなわち，協働戦略は PDCA[8]の観点から，定期的に進捗状況の把握を行い，その後の戦略に活用するとともに，一定期間を経て改訂を重ねていくことが望ましい。

④法令との関係

組織の社会的責任は，法令を超えた自主的な取組を通じて果されるべきものであ

[8] Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（是正措置）の頭文字をとったもの。

る。また，円卓会議が議論の対象とする，個々の組織の取組を支えるための各主体の役割についても，基本的に各主体の自主的な判断を通じて実現されるものである。しかし，以下の論点に関しては，特に，既存の政策形成の枠組では十分に議論がなされず，かつ，当事者であるステークホルダーの多くが問題意識を持っている場合には，法令に関する議論も排除するべきではない。

- 社会的責任に関する議論の前提として，法的義務と社会的責任の境界に関する論点も排除するべきではない。たとえば，組織の活動に起因する社会的課題について，現状ではその解決が自主性に委ねられているが，やはり実体的な規制によって解決する方が望ましい場合がある。また逆に，既存の法令が実効性をもたず，むしろ自主的取組に委ねた方が望ましい場合や，法令で義務付けなくとも自主的取組によって十分に目的を達成できる場合も考え得る。
- 法令の枠組みを社会的責任が補完し得る場合についても議論の対象とするべきである。例えば，法令は存在するが，自主的な取組を促進することなしには，法令が趣旨通り機能しない場合や，法令で大枠を作ったとしても，細部は自主的な取組に委ねざるを得ない場合，あるいは積極的に多様な取組の余地を残した方が望ましい場合が考え得る。
- 社会的責任の取組を促進するための市場環境の整備策については，諸外国における制度整備の動向も参考にしつつ，法令による枠組みも含め，円卓会議において議論を行うべきである。

２．円卓会議の機構・運営等

（１）円卓会議の機構

円卓会議は上記のように多岐にわたる議論を行うことから，その機構については，総会及び部会の二部構成を基本とすることが考えられる。

①総会

総会は，審議事項の決定を行うほか，検討項目に応じた部会の設置を行うとともに，部会における検討を踏まえ，円卓会議としての取りまとめを行う。

②部会

部会においては，総会で決定された基本方針に従って，課題別の専門的な検討を

行う。部会は，必要に応じて，専門的な検討を行うワーキンググループ等を開催する。なお，審議事項によって鍵となる主体の合意で足る場合，部会レベルでの合意をもって円卓会議の意思決定とすることも考え得る。

③運営委員会

運営委員会においては，審議項目案等の検討を行うほか，ステークホルダー別会合の開催支援や周知啓発活動を行うとともに，円卓会議の審議に資するため必要な調査研究を行う。

（2）委員の役割と選出方法

①委員に期待される役割

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の機能を担保するためには，第一に，会議が三つ以上のステークホルダー・グループにより構成されることが必要となる。第二に，参加者が何らかの形でステークホルダーとしての立場を体現し，自身を含めた互いの取組について議論を行うこととなる。したがって，委員は，他の委員との対話を通じて，協働に向けた自らの役割について認識を深め，お互いに自らの取組の方針を表明しあう。これは，主に学識経験者によって構成され，政府の施策について議論を行う審議会とは大きく性格が異なる[9]。

しかし，各ステークホルダー・グループを構成する全ての主体の意見を集約することは事実上不可能であることから，むしろ，委員には，円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として，グループ内の意見を把握し，これを前提として円卓会議の場で発言を行うとともに，円卓会議での議論についてグループ内の広範な主体への説明や啓発に努めるほか，必要に応じ各主体を説得し，協力を求めることが期待される。

②委員の選出方法

円卓会議では政府以外も含めた広範な主体の協働のあり方について議論を行うことから，自ら主体的に役割を果たす姿勢を有する委員を選出する必要がある。

選出方法については，まず，委員選出を各グループの自主性に委ねるという考え

[9] 国の審議会について定めた国家行政組織法第八条においては，「第三条の国の行政機関には，法律の定める所掌事務の範囲内で，法律又は政令の定めるところにより，重要事項に関する調査審議，不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。」とされている。ただし，一部の審議会においては，設置法令に基づき，特定のステークホルダー･グループの代表を委員として任命することとされている。

方がある。この場合，各グループが，関連団体によるグループ別会合を開催するなど，毎年度の審議内容に応じ，透明で開かれた公正な過程を経て参加者の選出を行うことが想定される。また，グループ別会合の開催にあたっては，必要に応じ地域別や分野別の対話の場を設けるなど，可能な限りボトムアップによる民主的な過程を踏まえることが考え得る。この時，個々のステークホルダーは，参加者の選出を通じて円卓会議の議論に間接的に参画することとなる。

しかし，グループによっては選出母体となるネットワークが十分に整備されていないことや，そもそも組織化され得ないことが考えられることから，会議の主催者側が潜在的なグループの意見を代弁し得る人物を柔軟に選出するというやり方も検討すべきである。ただしこの場合においても，何らかの形で，グループ内の他の主体及び他のグループに対して，選出過程の透明性を確保することが必要である。

③委員の構成

総会及び運営委員会の構成については，原則として，事業者団体，労働組合，金融セクター，消費者団体，その他の NPO・NGO の各グループの推薦を受けるなどした者，専門家，行政から構成される。ただし，選出母体が十分に組織化されていないグループや，意思決定に参加しないオブザーバーは，運営委員会が適任候補を選出する。一方，部会については，審議事項に鑑みて必要な場合，上記グループ以外の分類を設定する。

（3）機構及び参加者に関するその他の論点

上記の基本的な考え方の下，総会，部会，運営委員会における具体的な参加者の選出のあり方について，研究会においては，以下のような多様な意見があった。

- 自ら主体的に役割を果す姿勢を有する者の参加を促すため，グループごとのボトムアップによる参加者の選出過程がうまく機能するよう，より具体的な形で円卓会議の運営プロセスの中に位置づけることが重要。
- 参加者は，個人としての立場ではなく，ステークホルダー・グループの代表として参加するべき。グループを代表して円卓会議で自らの意見を述べ，また，円卓会議での議論を各グループに持ち帰ることが重要。
- 団体代表は，グループ内の利害の多様性に引きずられ，平均的な意見しか出てこないため，柔軟な対応が期待しにくいという欠点がある。団体代表ではなくとも，社会から広範な支持を受け，個人として自らの発言に責任を持てる人物を柔軟に選ぶことが必要ではないか。

・ 各グループの自主性は重要だが，議題に照らして重要な人物であれば，主催者が主導的に選出することも必要。ただし，何らかの形で選出過程の透明性を確保することが重要。
・ グループごとの人的資源等の格差があることに鑑みれば，運営委員会に課される実務的な負担の大きさから特定グループの参加の実効性が損なわれないよう，何らかの支援を行う仕組みが必要である。

（4）円卓会議の運営

①意思決定方法

円卓会議においては，協働戦略の策定や運営方針の決定など，様々な局面において意思決定を行う必要性が想定され，それぞれの局面に適した意思決定方法が選択されることが望ましい。

ⅰ）円卓会議の機構・運営に関する意思決定

審議事項の決定や部会の設置など，円卓会議全体の機構や運営に関する事項は，可能な限り全員一致を目指すべきである。

ⅱ）協働戦略に関する意思決定

政府以外の各主体の役割については，各グループ内の様々なアクターや参加者自身の自主的な行動を前提としているため，多数決等による強制を行うことは想定されない。むしろ，先述のように，最終的な合意に至る適切なプロセスを提供することこそが，円卓会議の重要な役割となる。具体的には，十分な透明性を確保しながら，本報告書に示した各種の原則やルールに基づき，建設的で実効性ある議論を促すことが重要である。また，全面的な合意に時間を要する場合は，中間報告のような形で段階的な整理を行うなどの柔軟な対応も考えられる。

一方，政府に対する政策提言については，可能な限り全員一致が目指すものとするが，不可能である場合，両論併記等の形によって，多様な意見の分布状況を示すこととする。

②議論にあたっての原則等

ⅰ）意思決定にあたっての原則

先述の通り，マルチステークホルダー・プロセスとしての議論の実効性を高めるため，その趣旨を原則の形で意思決定の過程に組み込むことが考えられる。また，こうした原則は，例えば円卓会議で取り扱うべき社会的課題を決定する際に，

課題間に優先順位を付け，効率的な議論を行っていくためにも有効となる。中でも特に重要なものとして，以下のような例が挙げられる。

・特定の主体に対する要求のみを行うということではなく，各主体が単独では解決できない課題や，協働によってより大きな成果を得ることができる課題を扱うこと。
・個別の社会的課題ごとに検討すべき項目については，当該課題の関係者の合意と参加を得ること。
・現在世代の利益を追求することにより将来世代が受ける影響を考慮に入れ，その利益を可能な限り尊重すること。
・個々の組織の多様性並びに地域や分野ごとの取組を尊重し，補完的な役割や基盤整備に徹すること。

ii）その他の議事ルール

円卓会議における議論を建設的で実効性のあるものとするため，さらに議事全般にわたって以下のように留意点をルール化することが考えられる。

・審議にあたっては，社会的責任の定義や対象分野に関する国際的な議論の動向との整合性を確保する。
・審議を深めるために委員で事例を共有する場合を除き，事件や事故に対する個別組織の具体的対応を取り上げ，これを批判することはしない。審議を深めるために具体的な事例を取り上げる場合も，議事を非公開とするなど，円卓会議での議論を通じて個別組織が社会の批判を受けることのないよう慎重な対応を行う。
・円卓会議は各主体の協働のあり方を模索する場であり，非生産的な批判を行う場ではない。したがって，各委員は，個別の組織や団体に対する一方的な非難は避ける。そのような発言があった場合，当該発言は議事に残さない。また，意見が対立した場合，それぞれ理由を明示するとともに，受け入れ得る代替案を提示するなど，建設的な議論に向けた誠実な対応を行う。

３．国際社会や地域社会との関わり

持続可能な発展や社会的責任の問題は，極めてグローバルな課題であると同時に，多くの場合，地域における取組こそが解決の要となることを踏まえ，以下に留意する。

（1）国際社会との関わり

必要に応じて，オブザーバーとして国際機関や各国の産業団体，労働組合，市民団体等の参加を求めるなど，企業のグローバルな活動を踏まえた国際的な観点から議論を深めるとともに，我が国の取組を国際社会に向け発信する。また，協働戦略の策定に当たっては，アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成など，国際社会への積極的な働きかけも視野に入れた検討が期待される。

（2）地域社会との関わり

必要に応じて，地方公共団体に対して円卓会議への参加を求める。また，各地域で既に実践されているマルチステークホルダーによる取組との交流や連携を図るとともに，積極的な広報活動を通じて円卓会議での議論を周知し，マルチステークホルダーによる対話の場が未整備な地域にも取組を促す。

４．その他

（1）関係府省庁間の横断的連携及び一元的な情報発信の推進

円卓会議は，関係府省庁間の横断的な連携の下に開催することが必須である。また，政府は，円卓会議の提言を参考に組織の社会的責任の取組促進に向けた施策を戦略的に進めるとともに，関係府省庁間の横断的な連携と内外に向けた一元的な情報発信を推進するべきである。

（2）国民への周知啓発の重要性について

マルチステークホルダー・プロセスとしての円卓会議の成否は，どれだけ広範な人々がそこでの議論に関心を持ち，直接･間接にこれに参画するかに懸かっている。参加者がいかに高い意識を持って議論を行ったとしても，各ステークホルダー・グループを構成する個々の事業者団体，消費者団体，労働組合，NPO 団体，ひいては一般の企業や労働者，消費者，投資家が関心を持たなければ，そこでの議論の実効性は低下する。そこで，円卓会議の開催にあたっては，積極的な周知啓発活動により各層の関心を喚起し，議論への参画を促すことが極めて重要である。

補論：

社会的責任の取組を促進する市場環境の整備について

～市場環境整備策検討ワーキンググループ報告～

１．各主体の自律性と説明責任に基づく新たな経済社会

冒頭で述べたとおり，90 年代以降，政府と市場，そして市民社会の関係を再構築する新たな経済社会システムとして社会的責任を捉える動きが現れており，特に一部の先進国や国際機関では，企業活動を社会や環境面からも評価する消費者や投資家の動きを捉え，各種の市場環境の整備を始めている。

これは，政府が規制や監督といったツールを用いて市場の活動を方向付け，その結果実現される“公”を市民が享受するといった従来の公共統治のあり方ではなく，市場や市民社会を構成する各主体の自律性を前提として，個々の組織がステークホルダーに対し説明責任を果たすことによって，総体として社会的課題を解決する，新たな経済社会の方向性を示すものである。

（図１）自律性と説明責任に基づく新たな公共統治モデル

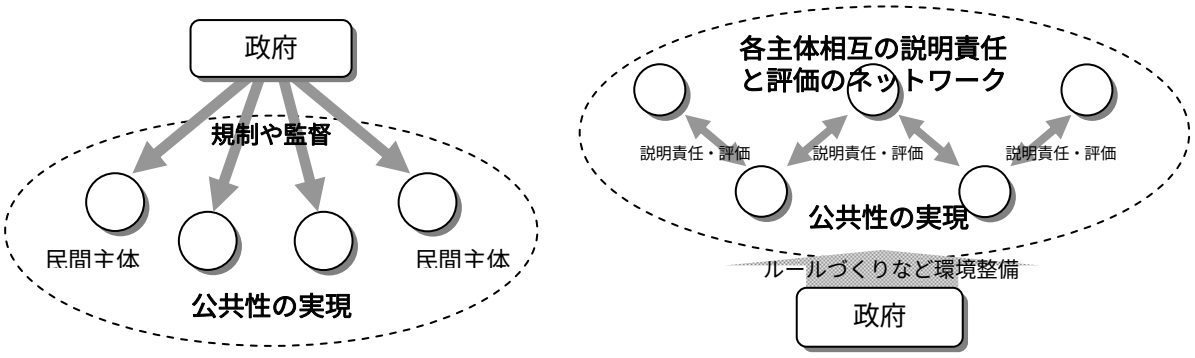

従来の公共統治モデル
政府による民間主体への規制や監督
を通じて公共性を実現

自律性と説明責任に基づく公共統治モデル
各主体相互の説明責任と評価の
ネットワークを通じて公共性を実現

しかし，組織が社会的責任の取組を進めるためには，取組に係る直接的な金銭的負担はもちろん，体制整備やノウハウの蓄積に要する人的・時間的負担など，有形無形の様々な負担を要求される。したがって，先述の方向性をさらに推進するためには，組織自らステークホルダーへの説明責任を積極的に果たすとともに，積極的な取組を行っている組織が，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択等を通じて，ステークホルダーに正当に評価されるような好循環を作り出すための環境整備を総合的かつ戦略的に推進することが必須である。

（図２）好循環を作り出すための環境整備

２．社会的責任投資

ここでは，金融資本市場における投資や銀行融資など，組織の資金調達を中心とするカネの流通を通じて，社会的責任の取組が評価される環境の整備策について論じる。

２－１．社会的責任投資の分類

①「広義の社会的責任投資」と「ソーシャル・ファイナンス」

検討の対象とする投融資のツールについては，投融資の主体，対象，形態，歴史的経緯などによって様々な類型が考えられ，着目点の違いによって様々な呼称，定義が流布している。ここでは便宜的にこれらのツールを総称して「最広義の社会的責任投資」とし，更にそれを公開株式の取得・所有を前提とする「広義の社会的責任投資」と，それ以外の「ソーシャル・ファイナンス」に分別した。また，「広義の社会的責任投資」には，最近急増している地球温暖化関連株などに着目したテーマ型のグロースファンドも含めた。

（図３）社会的責任投資の分類

<table>
<tr><th colspan="3">本報告書での分類</th><th>投融資の形態</th></tr>
<tr><td rowspan="8">最広義の社会的責任投資</td><td colspan="2">広義の社会的責任投資
（公開株式の取得・所有を前提）</td><td>個人を対象とした投資信託①（グロースファンド）
(温暖化関連株ファンド等)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">SRI
（狭義の社会的責任投資）</td><td rowspan="2"></td><td>個人を対象とした投資信託②（SRI ファンド）
(エコファンド等)</td></tr>
<tr><td>機関投資家によるスクリーニング運用・株主行動</td></tr>
<tr><td>ESG 投資（責任投資）</td><td>機関投資家による投資判断への ESG 要因の組み込み</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ソーシャル・ファイナンス
（公開株式の取得・所有を前提とせず）</td><td>個人を対象とした貯蓄商品
(エコ預金等)</td></tr>
<tr><td>商業銀行や社会的目的に特化した専門銀行による融資
(米コミュニティ開発銀行, 蘭トリオドス銀行等)</td></tr>
<tr><td>組合等による会員への融資
(米コミュニティ･クレジットユニオン等)</td></tr>
<tr><td>ファンドによる投融資
(米コミュニティ開発ローンファンド･ベンチャーキャピタルファンド等)</td></tr>
<tr><td>ＮＰＯによる投融資
(日本の NPO バンク等)</td></tr>
</table>

②「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG 投資（責任投資）」

また，ここでは，公開株式の取得・所有を前提とした「広義の社会的責任投資」を，さらに「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG 投資（責任投資）」とに峻別して論じる。

前者は，投資商品の設計に当たって，環境や社会的側面に関して特別の評価基準と評価プロセスを組み込んだり，議決権行使等を通じて経営判断に影響を及ぼしたりする投資手法である。この中には，社会運動として欧米で実践されてきた伝統的なネガティブ・スクリーニングや，我が国で主流となっているポジティブ・スクリーニングを前提とした個人投資家向けの投資信託も含まれている。それに対して後者は，投資判断全般の中に，企業が抱える環境（E）や社会（S），ガバナンス（G）面でのリスクや機会（ESG 要因）を組み込んでいく投資手法で，メインストリームの機関投資家が主な担い手となる。

このように両者を峻別して論じる理由は，それぞれが登場した社会的・歴史的出自が異なるだけでなく，投資手法としての性質や潜在的な広がりが大きく異なるためであり，また，こうした違いに応じて，政策的なインプリケーションも異なるためである。特に，前者には，欧米の伝統的なネガティブ・スクリーニングのように，社会的課題を解決するために市民社会側が行使する経済的手法として，特定の社会的価値への共感を前提とするものが含まれている。それに対し後者は，ますます増大するグローバルなリスクや機会に対する市場側の反応であり，少なくとも潜在的には，中長期の運用を目的として市場に参加する全ての投資家の利害に関わるものである。特に，国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI），および，国連グローバルコンパクトの策定した責任投資原則（Principles for Responsible Investment：PRI）[1]に象徴されるように，メインストリームの機関投資家が ESG 要因を投資判断に組み込む動きは国際社会の不可避の傾向であり，今後，実務面で評価手法の開発や人材の蓄積が進むことが予想される。

とはいえ，両者は投資実務面で共通する部分も多く，厳密には分けられない場合があるだけでなく，例えば前者が市場において一定の規模を占め，価格形成に影響するようになれば，一般の機関投資家の投資収益を求める投資判断にも影響を与えるなど，両者は相互に密接に関係しているものと考えられる。

[1] http://www.unpri.org/principles/japanese.php 参照。（日本語訳文）

２－２．広義の社会的責任投資

（1）受託者責任について

受託者責任とは，一般に，資産運用委託関係等の委任に準ずる関係において，受託者がその受益者（寄託者）に対して負う責任である。受託者責任の中心的な内容としては，受託者はその地位や職責に求められる一般的な判断に基づいて，十分な注意を払わなければならないとする「注意義務」や，受託者は専ら受益者（寄託者）のためにのみ行動しなければいけないとする「忠実義務」などが挙げられる。

以下では，受託者責任と社会的責任投資の関係について，法理論上の問題と投資手法上の問題に分けて論じる。また，先の分類の「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG 投資（責任投資）」では，受託者責任に係る含意が異なってくるため，適宜峻別しながら論じる。

（図４）年金基金の受託者責任

年金基金は，年金加入契約に基づき年金基金加入者の資産を寄託されていると考えられ，彼らに対して「受託者責任」を負う。

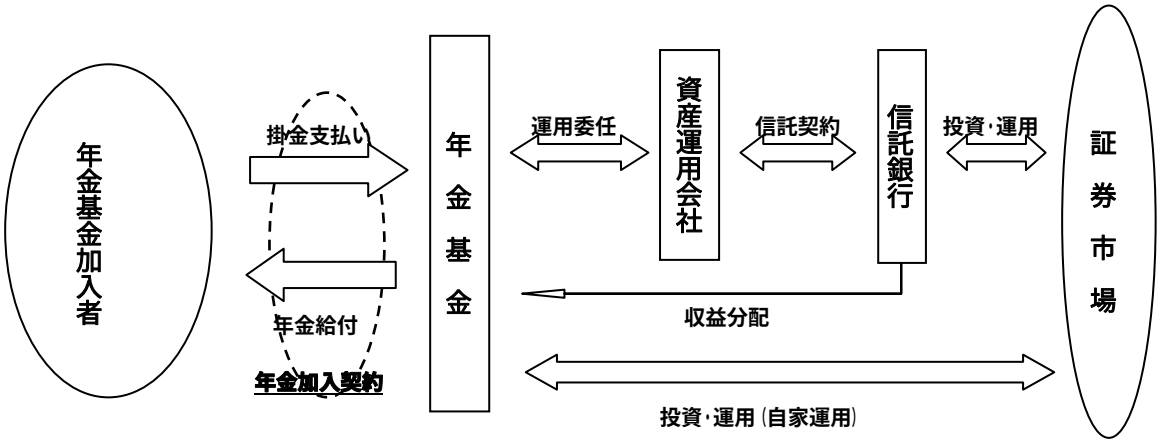

※厚生年金保険法や確定給付企業年金法等の個別法には，年金基金の理事の忠実義務を定める個別規定がある（cf. 厚生年金保険法§120 の 2①，§120 の 3①，確定給付企業年金法§70 etc.）。また，年金基金と資産運用会社の運用委任関係においては，資産運用会社は基金に対して運用受託機関としての忠実義務を負う（cf. 厚生年金保険法§136 の 5，確定給付企業年金法§72 etc.）。

※厚生年金基金及び確定給付企業年金の基金の受託者責任についての厚生労働省ガイドライン（「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン[厚生省年金局長平成9年4月2日年発第2548 号]」，「確定給付企業年金にかかる資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン[厚生労働省年金局長平成 14 年 3 月 29 日年発第 03290009 号]」）においては，基金の理事の忠実義務の具体的な内容や善管注意義務，さらには運用受託機関（資産運用会社）の忠実義務が規定されている。

①法理論上の問題

伝統的に社会的責任投資との関係で受託者責任が問題となるのは,年金基金等の機関投資家が,加入者の明示的な意思表示がない場合において,企業の社会や環境面での取組を考慮することが受託者責任に反するか否かという点である。特に欧米では,年金が社会的な目的から行うネガティブ・スクリーニングが受託者責任に抵触するか否かについて,1970 年代より度々裁判上の争点となっており,判例法の蓄積や制定法での整理がなされてきた。例えば米国労働省は 1998 年に,受託者責任に係る ERISA 法（Employee Retirement Income Security Act of 1974）404（c）条の解釈について,概ねこれまでの判例と合致した見解を公表した[2]。これにより,米国においては,社会的責任投資は,ⅰ）社会目的が付随的である限り忠実義務違反にはあたらない,ⅱ）選択可能な他の投資と同等かそれ以上のリターンを有する限り,注意義務違反に当たらない,といった見解が概ね確立したと考えられる。

もともと受託者責任は,英米法の信認関係（fiduciary relationship）概念が信託法理や判例法において発展する中で形成されてきたが,我が国においては,これまで法体系上の位置付けが明確に整理されておらず,ERISA 法のように受託者責任を包括的に規定する法律も存在しない[3]。また,社会的責任投資との関係についても,これまで裁判上の争点となったこともなかった。年金基金側の認識としても,受託者責任が社会的責任投資の導入に際する阻害要因となっているという自覚はそれほど高くはないようである[4]。

むしろ問題は,受託者責任の問題として論じられている点のほとんどは,実際には以下に述べる実務上の課題として取り組むべき問題であるにも関わらず,現実には,法理論上の論点と混同して議論がなされている恐れがあることであろう。したがって,社会的責任投資に関する実務上の議論を進める環境を整えるという

---

[2] http://www.dol.gov/ebsa/programs/ori/advisory98/98-04a.htm 参照。当該見解は,ERISA 法は「SRI ファンドがもたらすような付随的便益への考慮を禁止するものではない」が,「受託者はもっぱら加入者および寄託者の利益のためにだけに行動するものであり,加入者および寄託者の退職金給付と無関係の要素をその行動において優先させてはならない。」つまり,「経済的価値に従って判断した場合,その投資（SRI）が他の利用可能な投資方法と同等か,または,優れていると認められなければならない。」と述べる。これは,土浪[2003]32 頁以下によれば,「選択可能な他の投資と同等（以上）の経済的価値（リスクを勘案した投資のリターン）を有する限り,社会的責任投資がもたらす非経済的要素（付随的便益）の観点からそれを選択しても,信認義務に違反するものではない」という,ERISA に関する判例が 80 年代から示してきた見解とほぼ同一である。なお,この点に関する米国の判例・行政解釈等の整理についても,同文献に詳しい。

[3] 詳しくは,長谷川[2004]参照。

[4] 年金シニアプラン総合研究機構[2008a]によると,SRI を「現在組み入れておらず,今後も検討する予定はない」と回答した 289 基金のうち,SRI の採用を検討しない理由として「受託者責任に反すると思うから」と回答した基金は 12（2.7%）であった。

意味でも，行政が，受託者責任に関する法理論上の考え方についてガイドライン等において一定の整理をすることも考えられる。その内容については更なる検討が必要であるが，基本的には，米国労働省の見解と同じ方向での整理が有効であると思われる。

②投資手法上の問題

投資手法上の問題については，「SRI（狭義の社会的責任投資）」と「ESG 投資（責任投資）」では問題の質が異なるため，明示的に峻別して議論する必要がある。

前者については，投資商品としての SRI のあり方の問題となる。否定的な見解としては，何らかの社会的な目的で銘柄排除を行う場合，ポートフォリオに歪みが生じ，分散投資義務に反するという考え方がある[5]。一方で，政策アセットミックスを策定する段階で銘柄排除を行うことは問題だが，運用環境などの見通しに関する基金としての戦略的な考え方を実践アセットミックスとして定義し，運用手法の一つとして導入するのであれば受託者責任上の問題は解決でき，むしろリスク分散効果が期待されるとする考え方もある[6]。ただしこの場合でも，運用基本方針において加入者に対し SRI 組み入れの考え方を説明することと，運用パフォーマンスに貢献する観点からの選別がなされていることが必要である。そのほか，調査・評価と投資判断を別組織で行うなど，投資商品としての SRI ファンドの成熟度を疑問視する見方もあり，いずれにしても，「SRI（狭義の社会的責任投資）」については更なる実務上の蓄積が期待されるところである。

一方，「ESG 投資（責任投資）」については，UNEP FI を中心に受託者責任についての国際的な研究が続けられている。UNEP FI が 2005 年に公表した Freshfileds Bruckhaus Deringer による法律意見書では，ⅰ）最適ポートフォリオ構築の観点からは，ESG を考慮要素とすることは望ましい，ⅱ）実際の投資判断は投資先の選別に先立ち，考慮すべき要素の関連性とウェイトの 2 段階で行われるのであり，経済収益性と ESG を比較する対立的なアプローチは妥当ではないとされており，結論として，ESG が受益者の利益に優越するというわけで

[5] 例えば寺田[2005a;b]の主張によると，SRI の銘柄選別の段階において，事業経営が多角化している大企業の方がなんらかの基準に抵触して排除されやすくなり，中小企業偏在のポートフォリオになって投資リスクが高くなる。また，環境や雇用条件といった基準によっては，環境負荷の高い事業や労働慣行の差異によって特定カテゴリーの企業が排除されるという傾向が見られ，ポートフォリオの内容に歪みが生じることになる。結果として，SRI は分散投資義務に反することになり受託者責任に反するとしている。

[6] 詳しくは宮井[2004]参照。

はないが，社会の変化に伴い，受益者の利益を図るためには，もはや ESG を無視するべきではないとしている[7]。

近年，ESG 要素と投資収益や企業価値の相関関係についての実証的な研究が増えており，少なくとも中長期的な観点から見れば，従前のように両者は負の関係にあるとする主張はむしろ少数派となっている[8]。これは，グローバル化の中で企業が ESG に関係する様々なリスクや機会を抱えていることの現れであり，先の法律意見書が主張する通り，もはや投資判断において ESG 要素を考慮することが投資収益を損なうとする単純な見方は現実には成り立たなくなっている。

むしろ今後の議論の焦点は，ESG を構成する多様な要素のうち，いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析である。特に我が国の企業は，欧米のグローバル企業に比べ，ESG への取組を自らの経営戦略と関連付けて説明する実践が不足しており，投資家側もそれを評価する段階にいたっていない。ESG 要素をいかに開示し，評価するのか，今後，我が国でも実務レベルでマテリアリティ[9]についての議論が更に進むことが期待されるが，同時に，これを政策的な環境整備で後押しすることも考えられる。その一つが，近年諸外国で導入されている年金受託機関の投資方針の開示制度である。

---

[7] UNEP FI[2005]参照。日本語要約については以下の Web ページを参照。
http://www.unepfi.org/regional_activities/asia_pacific/japan/activities/index.html

[8] 例えば，UNEP FI[2007a]参照。

[9] “ マテリアリティ（重要性）”は，元来財務会計上の概念であり，国際会計基準においては「情報は，その脱漏又は虚偽表示が，財務諸表に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合には重要性を有する。」と定義される。特に “ 重要性の原則 ” と言った場合，重要性の乏しい事項については簡便な方法での処理を認めるという原則を指すもの。しかし，例えば GRI（Global Reporting Initiative）が “ 重要性の原則 ” を「持続可能性報告中の情報には、組織が経済・環境・社会に与える著しい影響を反映した項目や指標、もしくは，ステークホルダーの評価や意思決定に重大な影響を与え得る項目や指標が含まれるべき」と定義するように，持続可能性に係る重要項目を特定するための原理として活用されている。本報告書では，このうち組織を取り巻く全てのステークホルダーに全方位的に配慮したものを “ ステークホルダー・マテリアリティ ” とし，投資家を念頭に財務への影響に特化したものを単に “ マテリアリティ ” とする。

（2）年金受託機関の投資方針開示制度について

①諸外国における年金受託機関の投資方針開示制度

近年, 社会的責任投資に関し諸外国において実践されている政策的な措置の一つとして，年金受託機関に対し，ESG に関連した投資方針の開示を義務付ける制度が挙げられる。諸外国では様々な制度設計がなされているが, 特にその原点となった英国における導入例が特に参考になる。

（図５）諸外国の年金受託機関の投資方針開示制度

イギリス	年金受託機関に対し, 投資先の選択, 保有, 売却を行う際に, 社会的, 環境的, 倫理的な配慮がされていればその程度, および投資に付随する権利（議決権も含む）の行使に関連した方針開示義務付け（改正年金法：2000 年）。
オーストリア	年金基金に対し, 投資原則に社会, 環境, 倫理的側面の配慮について開示することを義務付け（年金基金法：2005 年）
ベルギー	年金基金に対し, 投資方針に関する社会的, 環境的, 倫理的な配慮に関して年次報告書において開示することを義務付け（補足年金に関する法律：2003 年）。
フランス	従業員貯蓄制度の運用機関に対し, 株の売買, または, それに付随する権利の行使について, 社会的, 環境的, 倫理的な配慮をするとともに, 年次報告書に明記を義務付け（従業員貯蓄プランの一般化に関する法律：2001 年）。 年金準備基金（FRR）の理事会に対し, 投資方針について社会的, 環境的, 倫理的な配慮の程度について監視委員会に報告することを義務付け （社会, 教育, 文化の規律に関する法律：2001 年）。
ドイツ	年金商品提供者に対し, 契約当事者に資金の運用に際し, 倫理・社会・環境要素が考慮されているか, あるいはどのように考慮されているか等に関する情報提供・開示を義務付け（老後保障のための契約の承認に関する法律：2001 年）。
イタリア	全ての付加年金制度について, 資産運用の際, 社会的, 環境的, 倫理的な配慮を行っているか年次報告書及び文書等において, 年金加入者に対し, 開示することを義務付け（付加年金制度に関する法律：2004 年）。
スウェーデン	公的年金基金6機関に対し, 投資原則を開示することを義務付け （国家年金保険基金法：2000 年）。 すべての公的年金基金に対し, 環境面, 倫理面で配慮する SRI の投資原則の採用, 年次報告書における SRI の投資原則に基づく結果開示の義務付け（国家年金保険基金法改正：2001 年）。
オーストラリア	投資的側面を持つすべての商品（年金商品を含む）に対し, 商品内容開示報告書に労働基準, 環境的, 社会的, 倫理的な配慮がどの程度考慮されているかの開示を義務付け（金融サービス改革法：2001 年）。

②英国における年金受託機関の投資方針開示制度

英国においては, 1995 年年金法（Pensions Act 1995）及び関連規則において, 年金基金は投資方針を文書化するとともに, これを年次報告に記載することが規定された[10]。さらに 2000 年 7 月改正において，投資先の選択・保有・売却を行う際に，社会的・環境的・倫理的な配慮がされていればその程度，並びに議決権等の行使に関連した方針を，上記の投資方針として記載することが規定された[11]。この結果，英国における年金基金による社会的責任投資は劇的に増加した。

[10] 1992 年に発覚した巨額の年金積立金流用事件（マックスウェル事件）を受け，職域年金の安全性確保や年金受託者への監督強化を定めたもの。

[11] なお，この規定は改正法である 2004 年年金法（Pensions Act 2004）および 2005 年年金保護基金（投資方針）規則（Statutory Instrument 2005 No. 675）に引き継がれている。

（図６）英国年金法における投資方針の開示規定

1995年年金法 (Pensions Act 1995)	**2000年7月規則改正** ※1999 **年職域年金制度改訂規則** (Statutory Instrument **1999** No. 1849) **による** 1995 **年年金法に基づく** 1996 **職域年金制度の改訂**
35 条 (1) 委託スキームの受託者は，スキームの目的のための投資意思決定に適用される投資方針を書面として準備し，維持し，随時改訂されることを担保しなければならない。 (2) 原則文ではとりわけ以下の事項を対象としなければならない。 (a) 36 条及び 56 条の遵守を担保するための受託者の方針 (b) 以下の事項に関する受託者の方針 (3) 前項の規定による事項とは， (a) 実行する投資の種類 (b) 投資種類別の構成 (c) リスク (d) 投資の期待収益 (e) 投資の換金性 (f) その他の規定される事項	1999 年職域年金制度改訂規則 11A 35 条 (3) (f)「その他の規定される事項」(受託者が投資方針の中で，方針を明示すべきその他の事項) は以下の通り (a) 投資先の選択，保有，売却を行う際に，社会的，環境的，倫理的な配慮がされていればその程度；および (b) 投資に付随する権利（議決権も含む）の行使に関連した方針

（図７）英国における SRI **投資残高の推移（※機関投資家による** SRI **を除く）**

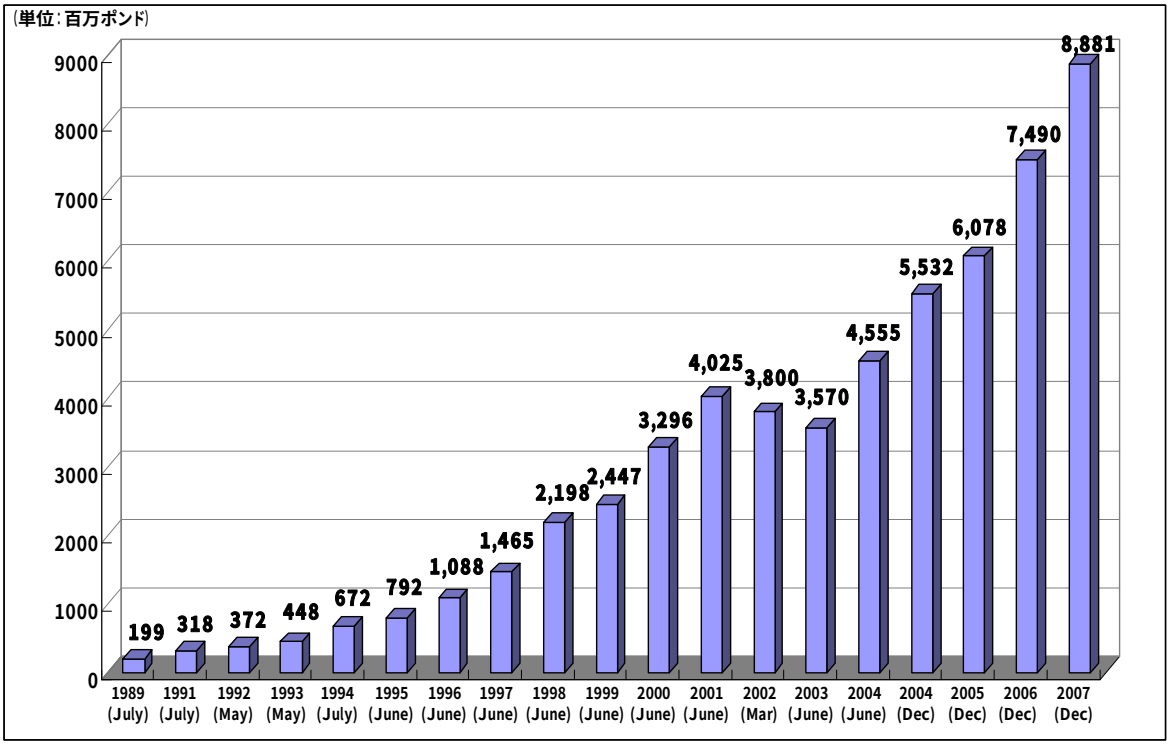

(出所：EIRIS HP より作成)

（単位：10 億ポンド）

	１９９７年	１９９９年	２００１年
SRI 投資信託	2.2	3.1	3.5
教　　会	12.5	14.0	13.0
慈 善 団 体	8.0	10.0	25.0
年 金 基 金	0.0	25.0	80.0
保 険 会 社	0.0	0.0	103.0
合　　計	22.7	52.2	224.5

（出所：Sparkes[2002]より作成）

英国における一連の改革は，長い社会的責任投資の歴史[12]や NGO の強い影響力を背景としながらも，基本的には，持続可能な発展の実現に向け企業活動を誘導していこうとする政府の政策的意思によって主導された[13]。

この制度が極めて特徴的なのは，第一に，社会的責任投資を行うことを年金基金に義務付けるものではなく，あくまでも情報開示規定であるという点である。第二に，対象とされているのは，英国で伝統的に行われてきたネガティブ・スクリーニングなどではなく，まさにメインストリームの機関投資家による通常の投資判断であるということである。このことに関連して，本規定は次のような重要な意義を有すると考えられる。

ｉ）受託者責任の一環として ESG 要因を考慮することを要請

もし投資判断が ESG の観点からなされているのであれば，年金基金は本規定に従って，その事実と程度を明示する必要がある。このことを通じて当該基金は，ESG を考慮した投資をすることが受託者責任に反しないことについて，委託者に対する説明責任を負うことになる。一方，本規定が存在するとしても，年金基金が ESG の観点からの投資を行わないとの方針を採ることは何ら問題ない。ただしその場合，ESG 要因を考慮しないことが受託者責任（特

[12] 英国の社会的責任投資は，クエーカー教徒の倫理的投資の慣習や英国国教会の啓蒙活動に始まる。1980 年代には反アパルトヘイト運動を背景に The Ethical Investment Research Service（EIRIS）が設立されたほか，84 年には初の倫理的投資信託，88 年には初のエコファンドが立ち上げられた。また，1991 年には世界に先駆けて，The UK Social Investment Forum （UK-SIF）が設立された。

[13] 当時の各アクターの反応等については，Wheeler et al.[2004]を参照

に注意義務）を果たすことになる理由を委託者に明らかにする責務を負うことになる。

すなわち，結果的に ESG の観点から投資を行うにせよそうでないにせよ，少なくとも全ての ESG 要因が有するリスクや収益機会を，非 ESG 要因のそれと同等レベルまで把握し，具体的にどの ESG 要因を組み込む（あるいは組み込まない）のかを検討することを要請されているのである。このことはまさに，ESG を構成する多様な要素のうち，いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析，すなわちマテリアリティについての検討を後押しする，政策的な環境整備であると考えられる。換言すれば，単なる情報開示規定が，現実に年金基金の社会的責任投資を促進することに繋がる理由は，この規定が，本来投資判断に組み込まれるべきであるにも関わらず組み込まれてこなかった側面に，機関投資家の眼を向けさせる契機となったからである。

（図８）年金法改正に関する年金担当大臣発言

1) 本規定は，採用されるべき投資方針に対する強制でなく，あくまでもディスクロージャーの規定であり，受託者が社会的責任というかたちで投資しなければならないという規定であるとはみなされない。

2) 投資の財務上のパフォーマンスに影響をおよぼすと思われる事項は，すべてそれがどこに由来するとしても，投資戦略を考える時に受託者の頭の中に入っていなければならない。

3) 政府は，受託者に対して当該投資価値に影響をおよぼすと思われるすべての領域にわたる要因について十分に理解し，かつ適正な考慮すべき事項をすべて斟酌して初めて投資すべきであるように促すことを望んでいる。したがって，この規定は受託者の投資に人為的な制約を加えることとは，まったく別物である。

4) 本規定は，このところ高まってきている社会的責任とコーポレート･ガバナンス問題に関わる議論を一層押し進めることにより，投資計画の透明性を改善すること，ならびに受託者が自らの投資決定に幅広い意味と年金制度加入員の長期的な利益を注意深く考慮するよう促すことにある。

（出所：今福[2003] 281 頁）

ii）投資先企業の情報開示の促進

本規定のもう一つの意義は，年金基金からの要請を通じて，ESG 要因に関する企業側の情報開示を促しているという点である[14]。後の情報開示の章で検討するように，非財務情報の取り扱いについては，会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書などの媒体を通じて，政府から企業側に直接的に開示を義務付けるやり方もあるが，年金基金を通じた間接的な開示

[14] 1990 年代以降のコーポレート・ガバナンスや内部統制に係る企業制度改革の流れが，機関投資家から投資先企業への ESG 要因についての情報開示要請に繋がる点については，今福[2003]を参照。

要請は，投資判断に必要となるマテリアルな情報を投資家側から求めるという点で，緩やかで柔軟な開示規制であると考えられる。

③我が国における検討

先述の通り，今後，受託者責任に関する議論は，ESG 要因を考慮することが委託者の利益を損なうか否かというゼロサムの議論ではなく，ESG を構成する多様な要素のうち，いかなる要素がどのような形で企業価値に結びつくかについての個別的な分析に移行していくべきである。そこで，こうした方向性を政策的に推進する手法として，年金受託機関の投資方針の開示制度の導入は検討に値するものと思われる。特に，メインストリームの機関投資家の投資判断への ESG 要因の組み込み（本報告書で言う「ESG 投資（責任投資）」）が国際的な主流となる中で，金融実務に必要以上の負荷をかけることなく，我が国の現状の転換を促していく契機として有効であると考えられる。

ただしその場合でも，情報開示が横並び的で画一的な対応とならないよう，制度設計や導入のタイミングには注意が必要である。先述の通り，特に我が国の企業は ESG への取組を自らの経営戦略と関連付けて説明する実践が不足しており，投資家側もそれを十分に評価する段階にいたっていない。したがって，少なくともマテリアリティの議論が実務レベルで始まることが前提となり，それを一層後押しするものとして，こうした制度の導入を検討する必要がある。

（３）公的年金による社会的責任投資

公的年金による社会的責任投資は，民間資金の社会的責任投資を促進するためのツールとして，また，それ自体が投資先企業の CSR を促進させるためのツールとして，近年，諸外国で多くの実践が見られる。ここで言う公的年金は，後述のように，加入の強制性や加入対象者の包括性を前提とする“社会保険型”の公的年金と，加入者の職務の公共性を前提とする“公職年金型”の公的年金に大別されるが，この分類に従えば，我が国の公的年金のうち，国民年金及び厚生年金保険は“社会保険型”に，公務員等共済年金（国家公務員共済，地方公務員等共済，私立学校教職員共済）は“社会保険型”と“公職年金型”の両方に分類される。

①公的年金による社会的責任投資の必要性についての考え方

公的年金の運用においては，当然のことながら，積立金の中長期的な収益性や安定性に資する投資先を選別する必要がある。特に国民年金及び厚生年金保険については，積立金の運用は，専ら被保険者の利益のために，長期的な観点から，安全かつ効率的に行われることが法定されている（国民年金保険法§75，厚生年金保険法§79 の 2）。したがって，公的年金による社会的責任投資を考える場合，こうした運用目的との関係で，その必要性についての合理的な説明が必要となる。なお，以下はそうした説明についての試案的な整理であるが，実際に諸外国で導入されている実例においては，むしろ複合的な説明がなされているということに留意が必要である。

１）中長期的な収益性・安定性の確保

まず，積立金の中長期的な収益性や安定性を追及するための方策の一環として，財務面から公的年金による社会的責任投資の必要性を捉える考え方がある。具体的には，以下の二つの観点が存在する。

a）投資先企業の投資収益

第一に，投資先企業の ESG 要因が，当該企業自体の投資収益に及ぼす影響を考慮する観点から，公的年金による社会的責任投資の必要性を捉えることができる。これは，先述した社会的責任投資の分類のうち「ESG 投資（責任投資）」の考え方そのものであるが，長期的な観点からの運用が義務付けられている公的年金の運用の場合，特にこの考え方に整合的であると言える。

なお，この場合，基本的には現行法の運用目的を何ら改正する必要性は生じない。また，具体的な運用項目は，多様な ESG 要因のうち何がどの程度財

務に影響を及ぼすのかに依存するため，運用実務におけるマテリアリティの判断に委ねられることになる。

b）ポートフォリオ全体の収益性・安定性

第二に，投資先企業の ESG 要因に起因する外部経済が，ポートフォリオ全体の収益性・安定性に与える影響を考慮する観点から，公的年金の社会的責任投資による運用の必要性を捉えることができる。a）の考え方が，長期運用の民間資金と本質的には同じものとして公的年金を捉えているのに対し，この外部性に着目する考え方は，公的年金を，その運用規模の大きさ[15]とポートフォリオの包括性において，民間資金とは異質のものとして捉え，その社会的責任投資の必要性を導き出している。

例えば，ある企業が産出する外部経済が他の企業の中長期的な成長に貢献する場合，長期運用資金も含め，民間資金にはそうした企業に積極的に投資するインセンティブが生じない（フリーライダー問題）。しかし，投資対象が包括的で投資額が大きい公的年金の場合，そうした企業の成長は，結果としてポートフォリオ全体の収益性・安定性の向上にも資するため，積極的な投資のインセンティブが生じる[16]。

この場合も，現行法の運用目的を改正する必要性は生じないが，運用項目については，二酸化炭素の削減量や人材育成など，外部経済の計測や予測がある程度可能な項目に限定される。

2）国民の利益

次に，特に国民年金の包括性に着目し，受益者が国民全体であることから，非財務的な利益も含め国民全体に資する投資先を選別するべきとする考え方がある[17]。この考え方に基づいて社会的責任投資を行う場合は，収益性や安定性を犠牲にしない範囲であれば現行法上も可能であるが，公的な資金が一定の価値観か

---

[15] Pensions & Investments 2007 年 9 月 3 日記事 "WORLD'S LARGEST PENSION FUNDS: $10 trillion strong"によれば，我が国の GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）の運用資産額は 2007 年時点で世界一の規模である。
http://www.pionline.com/apps/pbcs.dll/article?AID=/20070903/PRINTSUB/70830018/1010

[16] 一方，ある企業が産出する外部不経済が他の企業の中長期的な成長を損なうとしても，当該企業が投資対象として優れている限りは民間資金が流入するため，公的年金に排除のインセンティブが生じないという問題点がある。なお，このような外部不経済を考慮した投資方針を表明しているものとしてハーミーズ原則第十原則参照。
http://www.hermes.co.uk/publications/publications_corporate_governance.htm

[17] ただし，国民年金制度も世代間扶養や所得再分配機能を含むことから，他の多くの公的資金と同様，負担者と受益者が完全に一致するわけではないことに留意が必要である。

ら民間企業の選別を行う以上，法改正を行い，公的年金が貢献する国民の利益とは具体的に何なのか，その項目について，民主的過程を経て決定されることが望ましい。

②公的年金おける投資方針の開示制度

公的年金による社会的責任投資を考えるもう一つの方策として，積立金基金に対し，ESG の観点から投資判断を行っているのであれば，何らかの形でその事実と程度を開示させる仕組みが考えられる。この仕組みは，先述の根金受託機関における投資方針の開示制度と全く同じ考え方に基づくものである。

（図９）諸外国における社会保険型の公的年金による社会的責任投資

①フランス

公的年金の体系	賦課方式
財源	賃金収入額に一定の率を乗じた保険料（一般制度[一般の商工業者向け制度]の場合）
被保険者	・それぞれの職域に応じた制度に強制加入 ・無職者は一般制度に任意加入
積立準備基金	**年金給付費準備基金（Fonds de réserve pour les retraites：FRR）**
根拠法	社会保障法典（Code de la sécurité sociale） 法律の部第１巻第３編第５章の２（Partie legislative Livre 1 Titre 3 Chapitre 5bis）
基金の概要	ベビーブーム世代の退職と平均余命の上昇によって到来する高齢化社会の年金給付費の増大に備えるため，2001 年に独立の基金として創設。2020 年時点の年金財政の均衡を目標とし，将来世代に過度の負担をかけないよう，社会保障関連財源を基礎に長期的な視野に基づいて資金運用を行う（年 4%程度の利回りが目標）。
SRI 運用	○根拠法において，FRR は理事会（directoire）とステークホルダー参加によって作られる監督委員会（conseil de surveillance）を持ち，理事会は監視委員会に対して投資方針の方向性，とりわけ，社会・環境・倫理を考慮している旨を定期的に報告しなければならない[L135-8 条]。 ○FRR は全ての株式運用委託機関に対して SRI に関する一般的な調査を求め，さらに，SRI に特化した運用委託機関を公募し 2005 年策定の SRI ガイドラインに沿った資金運用を求めている。 ◇SRI ガイドラインの基本原則 ・基本的人権および労働者の権利の尊重　・人材マネジメントの向上に　よる雇用創出　・環境に対する責任の認識　・消費者と公正取引の尊重　・コーポレート・ガバナンスの促進 ◇2008 年 4 月に新たに採択された SRI 戦略は以下の通り ・ESG 基準が財務に与える影響を体系的に把握するため，全ての資産クラスにおける ESG 基準を基礎とした予備的調査を実施する ・国連グローバルコンパクトや ILO 条約等を守らない企業のリスクを認識し，FRR のガイドラインを遵守させるための責任投資委員会を設置する ・今年中に，地球温暖化の影響に関する問題を取り上げる ○PRI（Principles for Responsible Investment）および CDP（Carbon Disclosure Project）署名。
運用資産の規模	・SRI に特化した運用資産は 6 億ユーロであり，5 つの運用委託機関に各 1200 万ユーロずつ振り分けている。 ・市場運用資産総額は 261 億ユーロ，資産総額は 396 億ユーロ[2006 年末]。
備考	・付加年金制度として，労使協議により導入される従業員貯蓄制度がある。この貯蓄プラン中で SRI を謳うものについては，大手労働組合で作る給与積立金労組委員会（Comité intersyndical de l'epargne salariale：CIES）が審査の上，認証ラベルを付与している。

②ニュージーランド

公的年金の体系	賦課方式
財源	全額税負担（一般財源）
被保険者	全国民強制加入（税方式のため）
積立準備基金	**年金給付費積立基金（New Zealand Superannuation Fund）**
根拠法	ニュージーランド年金法（New Zealand Superannuation Act 2001）第二部
基金の概要	来る高齢化社会の年金給付費支払いに備え，将来の年金給付費を積立てるための基金として 2001 年に創設。基金は 2020 年まで取り崩さないこととし，毎年国庫からその年の GDP の数値と年金給付費総額を用いた一定の式によって決定される額を拠出（毎年約 20 億 NZ ドル）。試算によると，2028 年頃には国庫拠出の必要がなくなり，基金は年間の年金給付費の約 15%に当てられる見込み。
SRI 運用	○根拠法において，年金管理機関（Guardians）は基金のために忠実に行動することとされ，適切なポートフォリオ配分，過度のリスクを避けた上でのリターンの最大化，かつ世界共同体の責任ある一員としてニュージーランドの評価を損なうことのないように基金を管理運営しなければならない[§58（2）]。また，投資方針においても，ニュージーランドの評価を損なうことのないように，責任投資に関する方針を宣言しなければならないとされる[§60（1），§61（d）]。 ○上記規定を受けて，管理機関は，「ESG に関する事項が，長期的な財務パフォーマンスに影響を与え得る」という前提の下，倫理投資，ステークホルダー・エンゲージメント，議決権行使，コーポレート・ガバナンスに関する投資方針を定めている[管理機関投資方針第 6 項]。また，責任投資のベンチマークとして国連グローバルコンパクトの掲げる諸原則を用いている。 ○SRI に特化した運用資産は組まず，議決権行使やスクリーニングを通じて広く責任投資を実施。 ○PRI（Principles for Responsible Investment）および CDP（Carbon Disclosure Project）署名。
運用資産の規模	・投資資産総額は 131 億 NZ ドル，資産総額 132 億 NZ ドル[2007 年 6 月末]
備考	・被用者のための任意の退職積立制度として，2007 年 7 月に開始されたキウイセイバー（KiwiSaver）がある。積立拠出金には税制面の優遇措置があり，個々の被用者はあらかじめ認可を受けた運用基金から任意のものを選択し積立金を運用することができる。なお，2008 年 4 月より各運用基金に対しても責任投資に関する投資方針を開示することが義務付けられた。

③スウェーデン

公的年金の体系	賦課方式と強制積立方式の併用
財源	所得額に一定の率を乗じた保険料（賦課方式部分 16%，強制積立方式部分 2.5%）
被保険者	・被用者・自営業者は強制加入 ・無職者は非加入（一定額以上の所得のある者は強制加入）
積立準備基金	**国家年金基金（Allmänna Pensionsfonden）**
根拠法	国家年金保険基金法（Lag（2000:192） om Allmänna Pensionsfonder（AP-Fonder）） 第六国家年金保険基金法（Lag（2000:193） om Sjätte AP-fonden（AP6））
基金の概要	賦課方式部分のバッファー（緩衝）基金として前制度を引継ぎ 2000 年に創設。将来の一定時期における財政均衡ではなく，毎年の年金収支の維持均衡を目的。基金は AP1～4，6 の五つに分散され，各基金は完全に独立してそれぞれ固有の投資方針によって管理運用される。AP6 は国内や北欧の中小企業，非上場企業，非営利企業等を投資先としており，他基金と目的や投資資産配分が異なる。
SRI 運用	○大臣の命令において，AP1 から AP4 までの基金は，高いパフォーマンスを得る目的に反しない限り，倫理及び環境に配慮した運用をしなければならないと定められている。 ○上記の規定を受け手，各ファンドは独自の責任投資に関する方針を有しており，AP1 は法令や国際的合意の遵守に関連した企業との対話に着目，AP2 はガバナンスに着目，AP3 は環境と社会的責任に着目した投資を行っている。 ○2007 年には AP1 から AP4 が共同参加する倫理委員会（Etikrådet）を設置し，協力して責任投資を実施する取組もなされている。 ○PRI（Principles for Responsible Investment）および CDP（Carbon Disclosure Project）署名。
運用資産の規模	・AP1 から AP4 の基金の合計資産総額は 805 億スウェーデンクローナ[2006 年末]
備考	・強制積立方式の部分については，政府管理の下，民間が運営する運用基金が多数あり，個々の加入者はその中から自ら運用する基金を選択する方式を取っている。また，どの基金も選択しない加入者のための基金として AP7 がある。AP7 も責任投資を行う旨を宣言しており，特定企業の排除等の行動を行っている。

（参考）ノルウェー国家年金基金グローバル

※年金保険料や社会保障関連財源から拠出された資産を運用するという形ではないので，上に挙げた公的年金基金とは性質が異なる。

○ノルウェーでは，2005 年の年金基金改革により 1990 年に設立された石油基金を引き継ぐ形でノルウェー国家年金基金グローバルが発足した。基金の管理は財務大臣が責任を負い，ノルウェー中央銀行がその運用を委任されている。グローバル基金には国の石油収入が投入されており，今後急激な増加が見込まれる年金給付費のための備えとして資金を運用している。

○グローバル基金は，石油収入を将来世代のために役立てるという観点から運営されなければならず，また，その投資先企業が社会に与える影響についても考慮されなければならないとされる。この様な前提の下に，2004 年 11 月に，ノルウェー政府は「グローバル基金のための倫理ガイドライン」を策定した。

○倫理ガイドラインでは以下のような基本原則を定めている。

・国の石油収入を将来世代の福祉に役立てるため，基金は長期的な視点から高収益かつ安全な運用を行うこと

・基金の権利行使は ESG 等を考慮した持続可能な発展の観点に立って行われること

・重大な人権侵害，重大な環境汚染等の予期せぬリスクを抱える企業に対しては投資しないこと

○これらの目的を実現するため，国連グローバルコンパクトや OECD 多国籍企業ガイドライン等の原則に基づき，長期的な財務リターンを視野に入れた株主としての権利行使や，重大な人権侵害や環境汚染を行った企業，兵器関連企業，汚職が発覚した企業等を投資対象から排除する等の手法がとられている。

○また，ネガティブ・スクリーニングや特定企業の排除に関する事項を財務大臣に助言する倫理評議会が設けられている。

○資産総額は 2.77 兆ノルウェークローネ（2007 年末）であり，SWF（政府系ファンド）としては世界第２位，また年金基金としても同様に世界第２位の資産運用規模を誇る。

（出所：年金シニアプラン総合研究機構[2008b；c]，労働政策研究・研修機構[2007]，各組織の年次報告書等の文書より作成）

（図１０）諸外国における公職年金型の公的年金による社会的責任投資

国名	基金の名称	SRI 運用	資産総額（10 億ドル）
オーストラリア	ARIA（オーストラリア退職金投資同盟）	政府職員が加入する退職手当支給機関による ESG を重視したリスク管理に基づく運用を実施	13.5
ブラジル	PREVI（ブラジル銀行職員年金基金）	国が所有するブラジル銀行職員の年金基金による社会，環境，ガバナンスに配慮した SRI 運用を実施	50
カナダ	Caisse de dépôt et placement du Québec（ケベック州預託投資基金）	ケベック州の強制加入年金基金および公共機関職員の年金基金等による倫理と利益のバランスの取れた SRI 運用を実施	143.5
フランス	RAFP（公務員退職年金機構）	公務員の強制加入年金による社会的事項及びステークホルダー利益に重点を置いた SRI 運用を実施	4
オランダ	APB（政府職員老齢年金基金）	政府機関および教育機関の職員が加入する年金基金による SRI 運用の実施	265
	PGGM（医療，聖職，社会事業職員年金基金）	医療従事者および社会事業の職員が加入する退職年金基金による SRI 運用の実施	97
スイス	CIA（ジュネーヴ州公務員公教職員年金保険基金）	ジュネーヴ州の公務員および公教育職員が加入する年金保険基金により持続可能な発展に配慮した SRI 運用を実施	5
タイ	Thai Government Pension Fund（タイ政府年金基金）	王室職員が加入する年金基金によるコーポレート・ガバナンス及び CSR に重点を置いた SRI 運用を実施	9
英国	EAPF（環境庁職員年金基金）	環境庁の職員が加入する年金基金による収益を損なわない範囲での環境に重点をおいた SRI を実施	2.7
米国	CalPERS（カリフォルニア州公務員退職年金基金）	カリフォルニア州の公務員が加入する退職金給付，健康保険基金によるコーポレート・ガバナンスに重点をおいた投資を実施	230

（出所：UNEP FI[2007b] なお，運用資産額は 2006 年のデータ）

２－３．ソーシャル・ファイナンス

①諸外国の動向

公開株式の取得・所有を前提としないソーシャル・ファイナンスについては，これまで欧米で多くの取組が行われてきた。背景としては，1970 年代以降，経済低迷などに伴って大都市内部のインナーシティ問題が進行し，構造的な失業問題に人種問題や民族問題が絡み，一部の社会層が事実上社会参画の権利を奪われる社会的排除（Social Exclusion）が深刻化したことが挙げられる。欧米のソーシャル・ファイナンスは，金融機関が資金提供を忌避するなど金融面での権利を排除されている人々に資金へのアクセスを与えることで，荒廃・衰退した地域を活性化させる目的で発達してきた。

例えば米国においては，コミュニティ開発金融機関（CDFI：Community Development Financial Institution）が 1970 年代以降活躍し，近年も大きな増加を見せているほか[18]，欧州でも，オランダのトリオドス銀行やイギリスのチャリティ銀行，ドイツの GLS 銀行など，特定の社会的目的を有する専門の金融機関が設立されている。

また，こうした取組に対し，当局も積極的に法制面での支援を行っている。例えば米国では，1977 年に施行された地域再投資法（CRA）では，金融排除につながる行為が規制されほか，1990 年の改正では，銀行に地域社会での金融ニーズに応える義務を付与している。イギリスの地域投資優遇税制（CITR）やオランダのグリーン・ファンド・スキームでも積極的な税制優遇措置がなされている。

[18] SIF[2008 他]2005 年版 28 頁以下の分類によると，米国のコミュニティ開発金融機関は，商業銀行等の営利企業による「コミュニティ開発銀行」，組合員である個人等から広く預金を集め，主として個人事業者に融資する「コミュニティ開発クレジットユニオン」，機関投資家などから資金を調達し，NPO や小規模事業者などへ融資する「コミュニティ開発ローンファンド」，機関投資家から資金を調達し，社会的に意義のある事業を行う企業に投資する「コミュニティ開発ベンチャーキャピタルファンド」などが挙げられる。

（図１１）米国のコミュニティ開発金融の推移

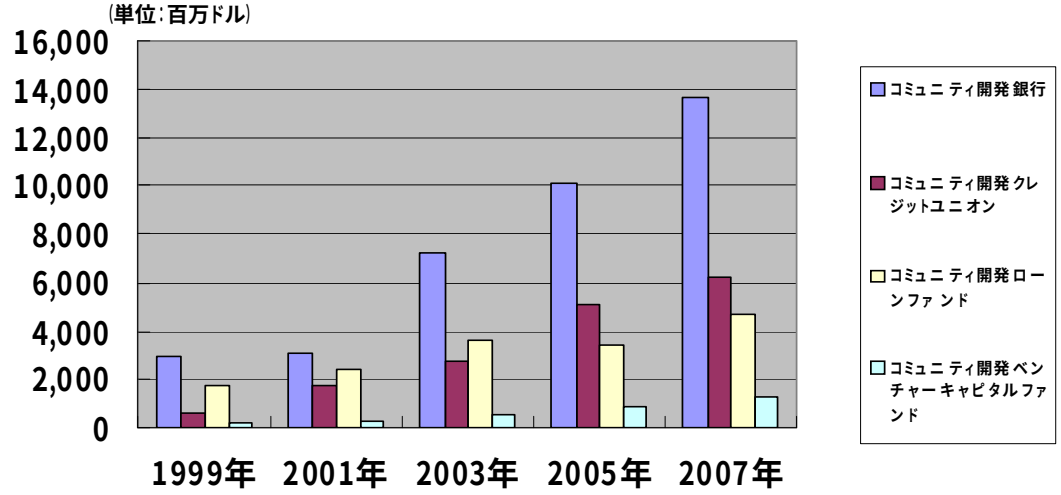

（出所：SIF[2008 他]より作成）

（図１２）欧米のソーシャル・ファイナンスの例

（1）米国

①ショア銀行（コミュニティ開発銀行）

①地域	シカゴ　デトロイト，クリーブランド等の中西部
②設立時期	1973 年
③投融資概況	4 億 3,300 万ドル（2006 年時点）
④主な融資先・活動等	傘下には NPO，投資ファンドなど 14 の姉妹組織。ショアバンクの「社会配慮投資ローン」は，低所得者向け住宅ローン，NPO 向け融資，地域の零細企業向け融資などの総称。資金調達源は活動に賛同した個人による預金で，近年海外からの預金も。アフガニスタンやモンゴルなどに行員を派遣し，現地でのコミュニティバンクづくりを支援する活動を積極的に展開。目下の目標は，2013 年までに事業規模をさらに拡大すること。

②イリノイ・ファシリティ・ファンド（コミュニティ開発ローンファンド）

①地域	シカゴに本部のほか，2 支店。イリノイ州全般を営業範囲
②設立時期	1990 年
③投融資概況	80 百万ドル（2007 年末）
④主な融資先・活動等	同組織は中西部では最大のコミュニティ開発機関。貸付のほか不動産コンサルティング等も手掛ける。不良債権比率は 1%台。

③ニューヨーク シティ インベストメント ファンド（コミュニティ開発ベンチャーキャピタルファンド）

①地域	ニューヨーク
②設立時期	1996 年
③投融資概況	投資残高 48 百万ドル（ファンド枠は 96 百万ドル）
④主な融資先・活動等	個人，企業からの各1百万ドルずつの（収益を期待しない）寄付金を集めて当初設立。ニューヨークとそのコミュニティに目に見える形で利益を創出するベンチャー企業のアーリーステージに 25 万ドルから 3 百万ドルレベルを投資することを想定（不動産投資は対象外）。現在までに 45 超のプロジェクトに投資を実行。

（2）欧州

①トリオドス銀行（オランダ）

①地域	オランダ設立以降, 1993 年ベルギー, 1995 年イギリス, 2004 年スペイン, 2005 年ドイツと海外展開
②設立時期	1968 年（1980 年免許取得）
③融資概況	融資件数　6,181 件／貸出残高 10 億 19 百万ユーロ　（2007 年末時点）
④主な融資先・活動等	融資の対象は社会的側面, 経済的側面, 文化的側面の付加価値を創出する組織に限定。 融資の分野別残高構成比（2006 年末） ①自然・環境（有機農業・食品再生可能エネルギー, 自然保護技術開発等）　33.6% ②社会的ビジネス（食料品を除く小売, 住宅, 職業サービス等）　17.7% ③文化と社会（教育, 介護, ヘルスケア, 芸術文化等）　44.9% ④南北問題（フェアトレード, 開発協力）　2.8% 融資の他に, 1986 年には, 風力発電開発に資金提供するトリオドス・ベンチャー基金を設立。1994 年には発展途上国支援のトリオドス発展途上国投資ファンドと, 発展途上国におけるマイクロ・ファイナンスやフェアトレードファイナンスを支援するファンドをそれぞれ設立。今後は提供する投資信託の数を増やすなど, さらに金融サービスのメニューを拡大する予定。

②チャリティ銀行（イギリス）

①地域	イギリス・トンブリッジ　リーズに支店を開設
②設立時期	2002 年　（チャリティ財団の出資による）
③融資概況残高	489 件／45 百万ポンド
④主な融資先・活動等	一定の事業収入をもつが, 利益を獲得するところまではいかない慈善団体や社会的企業に対して, 融資という形態で資金を供給。融資先は, 施設設備整備資金, 政府セクターなどからの補助金交付までのあいだのつなぎ資金, 事業拡張資金, 運転資金など。また, 資金調達や事業活動支援のための専門的助言も行っている。

③ＧＬＳ銀行（ドイツ）

①地域	ボッフォムに本部, フランクフルト, フライブルグ, シュツッガルト, ハンブルグに支店
②設立時期	1974 年
③融資概況	8 億 56 百万ユーロ（2006 年末時点）, 約 4,000 のプロジェクトに融資
④主な融資先・活動等	「自由への教育」を掲げるシュナイター教育を実践する学校建設資金を集めること活動が起源。現在顧客は5万2千人に拡大。 融資の分野別残高構成比（2004 年） ①環境配慮型住宅 9.5%, ②介護・医療 7.1%, ③教育 11.88%, ④有機農業 6.1%, ⑤バリアフリー住宅 13.6%, ⑥芸術・文化 7.1%, ⑦共同住宅 18.7%, ⑦有機製品販売 5.6%　他 8.1% 徹底した情報開示を励行（3ヵ月毎に融資先名, 融資額等を明記した定期刊行物「Bankspiegel（バンクシュピーゲル：銀行の姿を映す鏡）を発行し全顧客に配布。

（出所：藤井[2007]，各組織 HP 掲載のデータをもとに作成）

②我が国の現状と課題

我が国のソーシャル・ファイナンスの代表例としては，地銀や信金・信組など地域金融機関による NPO 法人などを対象にした融資制度や，主に市民出資によって資金調達し，NPO や個人に融資する NPO バンクなどが代表例として挙げられる。ただし，いずれも欧米のコミュニティ開発金融に比べると大きな動きにはなっていない。インナーシティ問題や金融排除が欧米諸国ほど深刻な形で現れてこなかったという社会的背景の違いもその要因の一つであろうが，取組としても比較的新しいものが多く，今後更に事例を積み重ねる中で，実務上の課題を解決していくことが期待される[19]。

一方，我が国のソーシャル・ファイナンスをめぐる制度的環境としては，金融商品取引法において，出資者に利益配当を行わない場合，NPO バンクが会計監査等の規制対象外となったほか，2006 年に改正された貸金業規制法（現貸金業法）においては，特定非営利活動に対する貸付などについて最低純資産額規制の例外が認められた[20]。ただし，利益配当する場合には NPO バンクも金融商品取引業者登録が求められるなど，支援の枠組みとしては限定的なものとなっている。

我が国においても，税制控除等の財政措置を講じたり，NPO バンクへの銀行免許の付与等制度的な位置付けを明確にしたりするなど，積極的にソーシャル・ファイナンスを促進する方策もあり得るが，公益性をどのように認定するのか，NPO バンクの自立性や独立性をどのように確保するのかなど検討すべき問題は多い。

一方で，こうした制度的な支援に先んじて，今後民間レベルで一層の蓄積が進むことが期待されるが，その過程では，一般の金融機関に対する政府の規制が改革される中で，芽生えつつあるソーシャル・ファイナンスの取組を阻害することのないよう，規制当局とソーシャル・ファイナンスの担い手側の継続的な対話が必要である。

---

[19] 内閣府[2007]では，実務上の課題として中間支援組織や行政など関係主体との連携の拡充などを挙げている。

[20] 貸金業法施行規則§5の3二において，①非営利であること，②純資産額が500万円以上であること，③特定非営利活動に係る事業に対する貸付又は生活困窮者を支援するための貸付を主目的としていること，④貸付金利が7.5%以下であること，⑤貸付内容等の情報開示，を要件として，NPOバンクを最低純資産額の規定の例外とする措置が講じられた。

（図１３）我が国の NPO バンクの例

	①地域	②設立時期	③運営主体	④融資件数・残高	⑤主な融資先・活動等
市民バンク	全国	1989 年	市民や NPO，生活協同組合など	144 件／6 億 27 百万円 （07 年 3 月末）	自治体，地元金融機関などと提携。福祉や環境，教育などの市民起業を支援。
未来バンク	東京	1994 年	未来バンク事業組合，未来舎	7 億 20 百万円（07 年 1 月）	太陽光発電などに融資。ap バンクの審査も応援。社会的意義のある映画に特別担保提供融資も実施。
WCC 設立準備委員会	横浜	1998 年	個人	88 件／3 億 53 百万円（07 年 3 月）	対象は女性起業家を中心に，高齢者福祉事業，リサイクル，保育園など事業向け融資のほか個人向け教育ローンなど。将来の信用組合転換が目標。
北海道 NPO バンク	札幌	2002 年	北海道庁　北海道 NPO サポートセンター	81 件／1 億 36 百万円（07 年 1 月）	北海道内の NPO や，ワーカーズ・コレクティブなどへ融資。北海道，札幌市も出資。独自に作成した「融資判定表」で審査。2007 年からは「NPO 出世払いローン」と「NPO 人づくりローン」を開始。
東京コミュニティパワー・バンク	東京	2003 年	生活クラブグループ東京協議会	7 件／18 百万円 累計 12 件／39 百万円 （08 年 2 月末）	東京の NPO，小規模事業者向け。「ともだち融資団」方式や公開審査方式も採用。
NPO 夢バンク	長野	2003 年	長野県 NPO センター	24件／59百万円（07 年 3 月末）	長野県の NPO 向け融資。県から無償融資。主に，介護事業や環境関連事業に融資。北海道 NPO バンクをモデルに設立。
AP バンク	全国	2003 年	人気音楽アーティスト他	59件／2億8百万円 （07 年 12 月）	人気音楽家3人による出資。対象は環境・エネルギー関連事業。音楽活動の収益を通じた事業資金の基盤を持ち，全国規模での融資を実施。
コミュニティ・ユース・バンク momo	愛知	2005 年	環境 NGO「ア・シード・ジャパン」	5 件／6 百万円 （08年 2 月時点）	若者の起業を支援。愛知，岐阜，三重の東海三県が対象。地元労金とも提携。
新潟コミュニティバンク	新潟	2005 年	NPO「えにし屋」，新潟 NPO 協会，新潟産業創造機構など	N.A.	地域の NPO や住民団体などに融資。市町村合併後の町興し支援等を実施。
愛知コミュニティバンク	愛知	2006 年	地域支援ネットワーク，愛知中小企業同友会	N.A.	株式会社方式で中小企業向け低利融資を軸。
いわて NPO バンク	岩手	2006 年	岩手県	N.A.	岩手県の NPO 支援。ファンド法に基づく組合。
日本共助組合	東京	1960 年	カトリック協会	541 件／5 億 78 百万円 （06 年 3 月末）	全国に支部。カトリック教会系で組合員は信者。個人向け融資。
岩手県消費者信用生活共同組合	岩手	1969 年		79 億 7,0 百万円 （06 年度）	多重債務者救済資金の提供。県下の自治体，金融機関と連携。

（出所：藤井[2007]，各組織 HP 掲載のデータをもとに作成）

３．社会的責任購入と社会的責任調達

ここでは，消費者による商品選択や，企業や行政による物品の調達など，モノの需要と供給を通じて組織の社会的責任の取組が評価される環境の整備のための方策について論じる[21]。 特に，需要側の主体が消費者か取引先企業か行政かによって，それぞれ，消費者による社会的責任購入，企業による社会的責任調達，行政による社会的責任調達として峻別した上で，消費者による社会的責任購入と行政による社会的責任調達を中心に論じることとする。

（1）消費者による社会的責任購入

近年，一部の傾向として，生産・流通過程での環境負荷の状況など品質とは直接関係のない要素を商品選択にあたって考慮する消費者が増加している。こうした傾向は，90 年代以降のグリーン・コンシューマリズムに始まり，グローバル化の進展とともにさらに強まっている。

特に 90 年代後半以降は，サプライチェーンにおける労働問題や環境問題への対応を誤ったグローバル企業が，欧米の学生や市民団体による大規模な不買運動の標的となり，大幅な売上減や株価下落の憂き目にあう状況が繰り返されており，CSR 戦略がグローバル企業のリスクマネジメントの主要課題になっている。我が国では，こうした過激な不買運動はほとんど見られないものの，ここ数年，特に消費者の地球温暖化問題への関心の高まりとともに，各企業とも低炭素社会への対応をブランド戦略の中心に据えている。

消費者の商品選択は企業の業績を直接に左右するため，潜在的には，社会的責任の取組を促進する上で極めて効果的なツールとなる反面，企業との間の情報の非対称性など技術的にも克服すべき点が多いほか，最終的には，消費者一人ひとりの自覚に依存しており，その主体的な行動を促すための中長期的な観点からの取組が必要となる。ここでは，情報の非対称性を克服するための技術的方策として環境社会ラベルの活用を取り上げるとともに，消費者教育を中心とした中長期的な取組について論じる。

---

[21] なお，サービスの提供についても，需要側が当該サービスの提供過程等における企業の社会的責任の取組が購入や調達の際の評価基準となる限りでは，財の購入や調達におけるそれと本質的な違いはないため，「モノ」に含めて考えることとする。

①環境社会ラベル

企業と消費者の間に存在する情報の非対称性は，消費者の商品選択に係る様々な問題を生み出す要因の一つであるが，これは社会的責任購入においても同様である。特に，品質に直接関係のない情報になればなるほど，消費者が積極的に情報収集に努めるインセンティブは相対的に低いだけでなく，例え多くの情報が提供されていたとしても，それを選別して実際の購入活動に活用するインセンティブも高くない。こうした情報不足や情報過剰の問題を克服し，消費者の適切な商品選択を促すとともに，企業の公正な競争条件を確保するために近年活用されている仕組みが，環境社会ラベルである。

環境社会ラベルとは，一般に，製造や取引過程における社会や環境への配慮についての情報を，シンボルマーク等の表示を通じてわかりやすく消費者や取引先に提供する仕組みを指す。エコマークに代表される環境ラベルのほか，フェアトレード・ラベルやソーシャル・ラベルなど，対象分野や運営主体，認証方法などにより多種多様なラベルが流通している。

環境社会ラベルの活用にあたっては，表示の曖昧さや不正確さなど様々な問題点が存在するが，ここでは，環境社会ラベル市場全体の問題と個別ラベルの信頼性の問題に絞って論じる。

環境社会ラベル市場全体の問題として挙げられるのは，ラベルの氾濫とも呼べる状況である。特に最近では，企業独自の表示や自治体ごとの認証制度も含め極めて多くのラベルが流通している。一般に，消費者の関心に応じて一定程度多様な環境社会ラベルが存在することは望ましいが，それが行き過ぎるとかえって消費者の混乱を招くばかりか，企業の公正な競争を阻害する恐れも生じかねない。そこで，国際標準化機構（ISO）の取組等[22] を参考に環境社会ラベル自体の標準化を図り，場合によってはラベルの統廃合を促すとともに，ポータルサイトの構築やマッピングを通じて，消費者が容易に各ラベルの意義や基準等を把握できるような情報環境を整備することが必要である[23]。

個別ラベルの問題としては，最近の再生紙などのエコ偽装問題に象徴されるよう

---

[22] ISO は，環境表示に関する国際規格として「環境ラベル及び宣言（Environmental label and declarations）」シリーズを発行している。「環境ラベル及び宣言」は，第三者認証に基づく環境ラベル（タイプⅠ），事業者等の自己宣言による環境主張（タイプⅡ），製品の環境負荷の定量的データの表示（タイプⅢ）に分類し，ラベルや宣言の規格化を進めている。

[23] 環境省「環境ラベル等データベース」などの取組を参考に，社会分野も含めた政府全体としての情報環境の整備が望まれる。

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html （環境ラベル等データベース）

に, いかにしてラベルに関する消費者の信頼を確保するかという点が重要な課題となっている。信頼性確保のための論点については, 当該ラベルが自己認証によるものか, それとも第三者認証に基づくものであるか, 基準自体の妥当性の問題なのか, 基準適用の際の透明性や公正性の問題なのかなどによって様々である。特に基準自体の妥当性については, 特定業界に有利な表示として消費者の信頼性を失うことを防止するためには, 基準策定過程の透明性を高めることが必須となる。この点で, 森林管理協議会（FSC）やフェアトレード・ラベルのように, 基準策定過程にマルチステークホルダー・ガバナンス[24]を導入することも一つの方策として考えられる。

②消費者への普及・啓発

売り上げへの直接的な貢献を通じて企業活動を後押しする社会的責任購入は, CSR を促進するための大切なツールの一つである。しかしその主役は消費者一人ひとりであり, 何よりも前提となるのが, 市民社会の一員としての消費者の自覚である。地球温暖化問題や食糧問題, エネルギー問題など, グローバルな課題と日常の消費生活との連関は日々強まっており, いずれの問題も, 消費者の主体的な関与なくして, 企業や行政だけで解決することは不可能である。国民生活審議会は, 個人が, 消費者としての役割において, 社会の発展と改善に積極的に参加する社会を「消費者市民社会（Consumer Citizenship）」としているが[25], その真価が今こそ問われていると言えよう。

政府はこれまで, 消費者一人ひとりの自覚を促すための方策として, “国民運動”と銘打ち様々な施策を展開してきたが, その大半は, 啓発資料の配布等による一方的な情報提供に過ぎない。しかし, 消費者の自覚を促すのであれば, 押し付け的なキャンペーンの展開ではなく, 真に消費者が参画した国民運動が必要となる。また, 普及・啓発活動の主体となるのは, 国の機関だけでなく, 企業, 自治体, 消費者団体, NPO など, 消費者に身近な多様な主体である必要がある。その意味でも, 広範なステークホルダーが参加する円卓会議が果たす役割は大きい。

---

[24] 例えば, Vallejo et al.[2004]参照。

[25] 「国民生活の安全・安心の確保策について」（平成 19 年 6 月 4 日国民生活審議会意見）」によると, 「消費者市民社会（Consumer Citizenship）」とは, 個人が, 消費者としての役割において, 社会倫理問題, 多様性, 世界情勢, 将来世代の状況等を考慮することによって, 社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味している。つまり, 個人自らのためだけでなく, 消費者・生活者全体の福祉のために行動できる消費者・生活者が求められており, 消費者・生活者が自分自身の個人的ニーズと幸福を求めるとしても, 地球, 世界, 国, 地域, そして家族それぞれの段階での責任を果たすものと言える。

（2）政府による社会的責任調達

「モノ」については，調達主体としての政府の役割にも着目すべきである。すなわち，政府調達にあたり，調達先企業の社会的責任の取組や当該製品自体が生産・流通過程で社会や環境に及ぼす影響を考慮する，いわゆる政府の社会的責任調達が問題となる。

これまで諸外国においても，政府自身の社会的責任の発現として，あるいは調達を通じて民間企業の社会的責任の取組を促進するための方策として，政府の社会的責任調達に関する取組が進められてきた[26]。また我が国でも，グリーン調達法に基づく環境に配慮した物品購入の推進や，環境配慮契約法に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進，建設業法に基づく公共工事受注業者の社会面の取組に関する経営事項審査などが行われてきた。さらに地方自治体のレベルでも，公共事業や物品調達の入札に際して，応札事業者の障害者雇用に関する現状を問う取組が進んでいる。

特に国レベルの制度については，諸外国における取り組みと比べ環境面に重きを置いており，今後，法令遵守一般や労働問題，消費者問題への対応などに評価項目を拡大していくことの是非が議論されるべきである。その際，追加的に必要となる事務処理コストなど事業者側の負担の大きさや，特に定性的な項目について入札の公正性や透明性を確保するための工夫について，慎重な検討が必要である。

[26] 例えば，EU 加盟国の各取り組みについては EU Commission[2007]参照。

４．情報開示

ここでは，消費者による商品選択や投資家による投資先の選択，求職者による就職先の選択など，ステークホルダーによる評価を支えるための情報環境の整備を図るための方策について論じる。なお，これまでの議論において社会的責任投資や社会的責任購入について整理してきた環境整備策の中にも，ステークホルダーによる評価を支える情報環境の整備を図ることを目的とする限りは，情報の問題としても整理できるものがあることに留意が必要である。例えば，年金受託機関の投資方針の開示制度は，機関投資家である年金基金から加入者への情報開示を制度化するものであるし，環境社会ラベルは，企業から消費者や取引先への情報開示をルール付けるものである。

情報環境の問題については，主に市場の公正性確保や投資家保護の観点から，市場参加者が須く把握すべき情報の開示を規制的に義務付ける「制度開示」と，より一般的なステークホルダーへの説明責任強化の観点から，個々の組織が自主性に基づいて情報の開示を行う「任意開示」の二つに分けて考えることができる。

（1）制度開示

ここでの議論の対象は株主や投資家を対象とした情報開示であり，会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書などの制度化された報告書が開示媒体となる。規制のツールとしては，会社法や金融商品取引法などの法令だけでなく，「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」などの関連ガイドライン，さらには証券取引所の上場規制などのソフトローも含まれる。

（図１４）我が国における制度開示の法制

１）会社法の事業報告書

根拠法	会社法（および会社法施行規則）		
対象組織	公開株式会社		
開示媒体	年次報告書中の事業報告		
開示項目 （非財務情報に係るもの）	・会社の現況に関する重要な事項 ・取締役の職務執行等，当該株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に係る体制） ・対処すべき課題		
監査の有無	監査役の監査有り	罰則の有無	不記載，虚偽記載に対して過料
指針・ガイドライン等	（有価証券報告書と重複するため有価証券報告書の項目を参照）		

2）金融商品取引法の有価証券報告書

根拠法	金融商品取引法（および企業内容等の開示に関する内閣府令，内部統制府令）		
対象組織	有価証券発行会社等		
開示媒体	有価証券届出書および有価証券報告書		
開示項目 （非財務情報に係るもの）	・従業員の状況　・対処すべき課題　・事業等のリスク ・研究開発活動　・コーポレートガバナンスの状況 ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制についての評価（内部統制）		
監査の有無	公認会計士又は監査法人の監査有り	罰則の有無	不記載，虚偽記載に対し懲役又は罰金刑
指針・ガイドライン等	○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（金融庁策定） ・「対処すべき課題」へのコメントとして「重要な訴訟事件（例：薬害による損害賠償事件等）」 ○「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（内部統制府令ガイドライン）（金融庁策定） ○財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（企業会計審議会策定）		
	○企業会計基準（企業会計基準委員会策定） ・環境汚染に係る債務の計上に関する基準 （企業会計基準 18 号「資産除去債務に関する会計基準」） ・二酸化炭素排出権取引に係る資産計上等の基準 （実務対応基準 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」）		

①諸外国の動向

ここ数年いくつかの先進国において，環境や社会面で企業が抱えるリスクなどのいわゆる非財務情報の開示を，会社法における年次報告書などの媒体において制度化する試みが進んでいる。例えば欧州連合では，2003 年の会計法現代化指令（DIRECTIVE 2003/51/EC OF EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 june 2003）により，環境及び従業員に関する事項の記載を制度化することを加盟国に義務付け，2008 年 5 月現在までに，加盟国全てで所要の国内法による措置を終えている。

特に参考になるのが，英国における会社法改革の動きである。英国では，2　006 年制定の会社法において，上場会社の年次報告書のうち取締役報告書において，取締役自らが行う事業の将来志向的な説明・分析である事業の状況（Business Review）として，事業の経過や将来の見通しに加えて，環境，従業員，社会，サプライチェーンに係る CSR 情報，CSR マネジメントの方針，財務的・非財務的 KPI による事業の分析などの記載が義務付けられた。また，米国でも，2007 年 9 月に CalPERS などの機関投資家等が，気候変動に関する情報開示ガイダンスの策定等を求める連名の請願書[27]を SEC に提出するなど，非財務情報の取り扱いに関する議論が熱を帯びている。

[27] "PETITION FOR INTERPRETIVE GUIDANCE ON CLIMATE RISK DISCLOSURE"（2007/9/18）

（図１５）諸外国における制度開示の法制の例

１）イギリス

根拠法	2006 年会社法（Companies Act 2006）		
対象組織	株式上場会社		
開示媒体	取締役報告書中の事業報告（Business Review）		
開示項目 （環境・社会情報に限る）	・環境に関する事項（会社の事業が環境に与える影響含む）の情報 ・会社の従業員に関する情報 ・社会および地域の問題に関する情報 ・会社の事業に重要な影響を持つ契約等の相手方に関する情報（サプライチェーンの情報）		
監査の有無	監査役による監査有り	罰則の有無	不記載，虚偽記載に対し懲役又は罰金刑
指針・ガイドライン等	①環境 KPI 報告ガイドライン（環境・食糧・地方省[DEFRA]策定） ・会社法上の事業報告やその他任意の環境報告書中の環境に関する事項の主要パフォーマンス指標（KPI）についてのガイドライン ・KPI の例として，エネルギー使用量，廃棄物排出量，環境に係る罰金支出等 ②OFR[Operating and Financial Review]報告基準（会計基準審議会[FASB]策定） ・事業体の長期的価値に影響を及ぼす資源，重要なリスクと不確実性および関係諸事項 ・環境関連事項 ・雇用 ・社会的または地域社会問題 ・事実上，契約約定にあるものまたはそれに相応するもの ・従業員の持ち株状況 ※なお，OFR の法制化は見送られた。		

２）ドイツ

根拠法	商法典（Handelsgesetzbuch）		
対象組織	大規模資本会社およびコンツェルン企業		
開示媒体	年次報告書中の事業報告（Lagebericht）		
開示項目 （環境・社会情報に限る）	・事業の経過もしくは会社の現状を理解するために必要な，環境および従業員に関する事項		
監査の有無	会計検査人による監査有り	罰則の有無	不記載，虚偽記載に対し懲役又は罰金刑
指針・ガイドライン等	○決算報告基準[IDW RH HFA 1.007]（経済監査士協会[IDW]策定） 具体的な記載事項の例として ・従業員情報（従業員数の変動，事業所毎の従業員数，報奨制度，内部人材の育成研修制度） ・環境情報（放出/排出物量，エネルギー消費量，環境監査の実施状況） ・その他（顧客層，顧客満足度，サプライチェーン，特許申請，製品品質）		

３）フランス

根拠法	商事法典（Code de commerce）および商事会社に関する政令		
対象組織	上場企業		
開示媒体	年次報告書		
開示項目 （環境・社会情報に限る）	○政令に定める具体的な内容として ・環境情報（エネルギー消費量，環境影響物質の排出量，環境影響評価手続，環境に関するリスク対策，環境リスクに対する金銭的備え，環境訴訟や環境関連法令違反による罰金額等） ・社会情報（従業員数，報奨制度，機会均等，安全衛生，教育研修制度，サプライチェーン情報，公正取引に関する情報，地域配慮および貢献活動等）		
監査の有無	会計監査役による監査有り	罰則の有無	確認できない
指針・ガイドライン等	確認できない		

②非財務情報の開示制度化の背景

こうした制度開示の動きは,「ESG 投資（責任投資）」で論じたように，ますます増大するグローバルなリスクや機会に対する市場側の反応としての側面を有する。例えば, 英国における一連の動きの背景には, 多国籍企業の責任を求める NGO 側の主張の影響だけではなく, 既に上場企業における情報開示が実務慣行化していたことや，倫理的な企業行動と投資収益との相関性に着目して ESG 情報の開示を求める機関投資家の存在があったことが挙げられる。先の SEC への請願書や国際的なカーボン・ディスクロージャー・プロジェクト[28]の動きも，これと同様に，機関投資家側の情報ニーズの延長線上に位置づけることができる。今後，地球温暖化問題や食料問題，エネルギー問題など，グローバル社会共通のリスクや機会が増大していく中で，ESG 要因を市場制度の中に組み込んでいくことは，中長期的に見れば不可避の流れである。

③我が国における検討

我が国においても，今後，国際的な動向も踏まえながら，制度のあるべき姿を議論していく必要がある。特に，海外市場での資金調達が増大する中，グローバル企業が様々な形で ESG 要因の開示を求められることとなることは明白である。万一，我が国の市場制度だけが取り残されることになれば, 投資家側も企業側も個別的に対応を迫られ, 本来公共財として共有すべきルールとノウハウを内製するための費用負担を求められることになる。

現行制度においても，例えば有価証券報告書については，将来及び現在の事業等に係るリスクを含む対処すべき課題について, その内容や対処方針等を具体的に記載することとされているほか，コーポレート・ガバナンスの状況についても具体的かつ分かりやすい記載が求められており，実際，トピックベースではかなりの上場企業が ESG 要因に関連する記載をするようになってきている。しかし，現状では記載が断片的かつ総論的で，定量的な情報も少なく，投資家にとって比較可能性に欠けるとの指摘もなされており[29]，何らかの整理の可能性について検討を進める必要がある。

ただし, 有価証券報告書などを媒体とした制度開示には不開示や虚偽記載について民事上・刑事上の責任も伴うため，開示に伴う実務負担などの企業側への影響に鑑み, 検討にあたっては慎重な配慮が必要である。その際に着目すべき点としては，以下のような論点が挙げられる。

---

[28] http://www.cdproject.net/cdp_j.asp （日本語ページ）
[29] 上妻[2006]参照。

1）実務慣行レベルでの企業の対応力等

現状においても，大半の上場企業が CSR 報告書などの媒体を通じて，ESG 情報の開示を行っているほか，先述の通り，有価証券報告書に記載を行う企業も増加している。今後，このような開示の状況を注視しながら，実務慣行レベルで企業の対応力が整っているかも含め，規制の導入が混乱や不必要な負担を生じないように十分な配慮が必要である。

2）開示媒体や整理のあり方

考え得る開示媒体については，会社法上の事業報告書や金融商品取引法上の有価証券報告書，更には証券取引所の有価証券上場規定に基づく適時開示などいくつかの媒体があり，それぞれ目的，事業者の範囲，対象主体，開示に伴う責任等が異なる。したがって，どのような情報についてどの媒体が望ましいのかについて検討が必要である。

また，整理のあり方についても，新たな独立の項目として開示を義務付けるやり方だけでなく，現行制度上の開示の枠組み（例えば有価証券報告書における「対処すべき課題」）をそのまま活用することを前提に，想定される具体的な内容についてガイドラインで緩やかな整理を行ったり，更には，監督官庁による運用上の改善で対処するというやり方も考え得る。特に，財務リスク上特に重要な開示項目の特定やその定量化など，実務慣行レベルで十分な蓄積がなされるまでは，ガイドラインにおける掲載項目の例示や運用上の改善を通じて，緩やかな対応を行うことも検討すべきである。

また，開示の枠組みの整備が進んだとしても，例えば，労働や環境など開示事項に関連する個別の法規制の運用が適切になされていなければ，当該法規制に係るリスクを積極的に記載するインセンティブは生じない。市場の公正性を確保するためには，開示の枠組みの整備と併せ，こうした関連法規制の整備や監視・監督の厳格化を図ることも重要である。

3）開示項目

開示項目については，財務内容に与える可能性のある影響の大きさ，定量化の可否を含む開示内容の比較可能性，開示に係る実務上の負担の大きさ，国際的な開示の動向などを勘案して特定する必要がある。

（2）任意開示

任意開示は，消費者や労働者も含む広範なステークホルダーを対象とした情報開示であり，CSR 報告書やサスティナビリティ報告書などの自主的な報告書が主な媒体となる。特に，CSR 報告書やサスティナビリティ報告書の発行を行う企業は急速に増えており，かつ，開示内容も環境から CSR 一般に拡大している。

①情報開示ガイドラインの意義と問題点

こうした報告書は一部を除いて規制の対象とはならず，記載内容も全面的に企業の自主性に委ねられているが，現実には，報告書の作成にあたって様々なガイドラインが参照されている。任意の開示でありながらこうしたガイドラインが高い確率で活用される理由については，開示する組織の側にもステークホルダーの側にも利点があるためと考えられる。例えば組織にとっては，ステークホルダーが求める開示事項や取組の目安となるほか，開示事項の恣意性が排除されステークホルダーからの信頼を確保できるなどの利点があり，ステークホルダーにとっては，開示情報の比較可能性が確保できるとともに，開示事項の恣意性が排除されネガティブ情報を含む総合的な評価が可能となるなどの利点がある。

任意開示に係るガイドラインは，政府以外も含め様々な主体によって作成されているが，特に政府のガイドラインについては，次のような問題点が挙げられる。第一に，省庁の縦割りによるガイドラインの乱立が問題点として挙げられる。対象となる分野・組織・ステークホルダーによって多様なガイドラインが存在する一方，省庁間の調整不足等により，開示項目の重複，策定・改定時期のズレによる情報の混乱が存在する。第二に，近年国際的に重視されているステークホルダー・マテリアリティへの対応がなされておらず，特に社会分野を中心に，組織やステークホルダーの多様性に応じた選択的で柔軟な適用ができない。第三に，そもそも，政府が望ましい開示項目を示すことは，組織とステークホルダーの多様な関係性を中核とする社会的責任の理念にそぐわないのではないかとの批判もある。政府が策定主体となることにより，必要以上の画一化を招き，多様性を阻害する恐れもある。

（図１６）政府による各種の情報開示ガイドライン等

名称	所管省庁	発行年月	対象組織	開示媒体	対象ステークホルダー
ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001	経済産業省	13 年 6 月	限定なし	環境報告書	限定なし
知的資産経営の開示ガイドライン	経済産業省	17 年 10 月	限定なし	ＣＳＲに関する報告書等	限定なし
知的財産情報開示指針　特許・技術情報の任意開示による企業と市場の相互理解に向けて	経済産業省	16 年 1 月	限定なし	決算短信，事業報告書，年次報告書，資料，口頭説明，ＨＰ，知的財産報告書等	投資家
製品安全自主行動計画のためのガイドライン	経済産業省	19 年 3 月	限定なし	ＣＳＲに関する報告書等，ＨＰ	限定なし（主として消費者）
消費者に信頼される事業者となるために―自主行動基準の指針―	内閣府	14 年 12 月	限定なし	限定なし	消費者
環境報告ガイドライン～持続可能な社会をめざして～（2007 年版）	環境省	19 年 6 月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境報告書記載事項等の手引き	環境省	19 年 12 月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き	環境省	17 年 12 月	限定なし	環境報告書	限定なし
環境会計ガイドライン 2005 年版	環境省	17 年 12 月	限定なし	環境報告書	限定なし
エコアクション２１　2001	環境省	16 年 4 月	限定なし	環境活動レポート	限定なし
労働に関するＣＳＲ推進研究会報告書	厚生労働省	20 年 3 月	限定なし	社会報告書	限定なし（主として労働者）

②マルチステークホルダー・プロセスに基づく情報開示ガイドラインの統合

上記の問題点を踏まえ，円卓会議の開催にあたっては，既存の政府ガイドラインをでき得る限り統合し，重複や矛盾を排除することが期待される。ただし，統合にあたっては，政府による指導的なガイドラインとするのではなく，マルチステークホルダー・プロセスを経ることにより，ステークホルダーの要請が十分に反映されたものとする必要がある。

その際，さらに以下の点について留意が必要である。第一に，ステークホルダー・マテリアリティに対応した選択的で柔軟な適用を可能とすることで，組織とステークホルダーの多様な関係性を十分に反映できるものとする必要がある。第二に，「組織の社会的責任に関する国際規格（ISO26000）」の内容との整合性を確保するとともに，GRI の持続可能性報告ガイドラインなど国際的なデファクトスタンダードとの対応関係に十分留意する必要がある。その上で，我が国の要求水準が国際社会のそれを超える項目や，逆に国内の関心は低いものの国際的には大きなリスクとなる項目を重点的に記載したガイドラインとすることにより，利用価値のあるものとする必要がある。

図１７　従来型の政府ガイドラインとマルチステークホルダー型ガイドライン

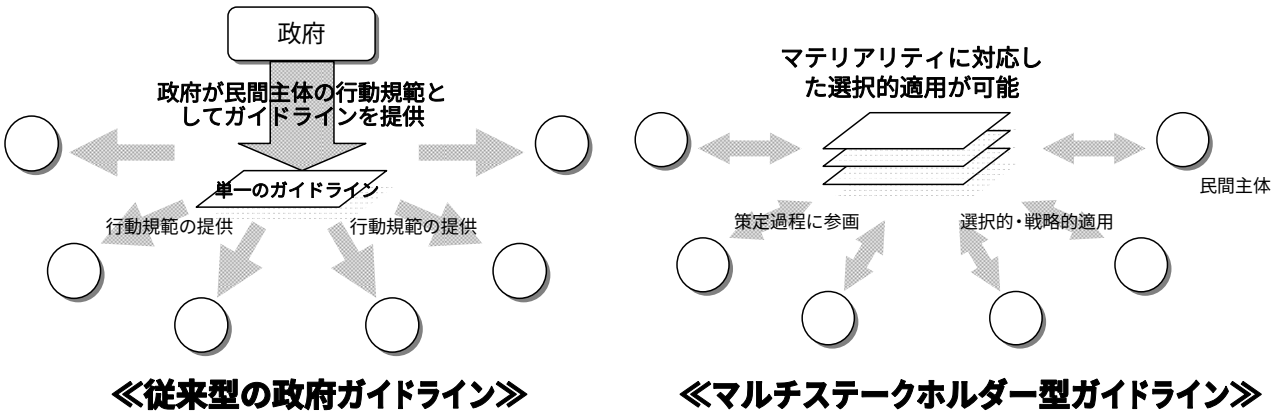

５．キャパシティ・ビルディング

ここでは，企業や消費者団体，NPO・NGO など各主体の内部で，社会的責任に関連した取組に関与する人的基盤の充実を図るための方策について論じる。ただし，個人的なスキルや知識の増大だけでなく，その集合体としての組織的な能力の向上（キャパシティ・ビルディング）についても論じる。

（１）公共財的な基盤となる知識の蓄積

組織やステークホルダーが社会的責任に関連した取組を行う場合，その前提には様々な知見やスキルが必要とされる。

こうした知見やスキルの中には，第一に，いわゆる“ノウハウ”に属する実践的な知識体系，例えば，ステークホルダー・エンゲージメントや戦略的環境アセスメントの実施方法や CSR 報告書の作成指針, 社内体制の整備や PDCA サイクル構築など CSR 経営の各種ノウハウや自己診断ツール，LCA や環境会計などの体系的知識，CSR サプライチェーン・マネジメントの体制構築・運営ノウハウ，ISO 認証や環境社会ラベル取得のための基準や手順などがある。こうしたノウハウは，社会的責任に関連した取組を行う主体が，組織として蓄積するべきものもあれば，組織を担う個人のレベルで習得すべきものもある。

第二に，基礎となるような学術的な知見の蓄積，例えば消費者行動や投資行動に関する経済学的・心理学的分析，環境会計などの会計学的知見，持続可能な発展に関連したガバナンスのあり方についての政治学的・社会学的・経営学的分析などが挙げられる。このような学術的研究の蓄積は，それ自身直接は取組の実践に活用することはできないが，上記のノウハウを生み出す上での礎ともなる。

以上のようなノウハウや学術的知見は，市場の実践中で自然に蓄積されるものもあれば，社会全体として積極的に整備を行い，各主体が公共財として共有するべきである。そこで，特に公共財的に共有すべき部分については，円卓会議における議論等を通じて，その整備に向けた方策を検討するべきである。

（２）人材の育成・交流の促進

次に，上に述べたようなノウハウや学術的知見を有する人材を社会全体として育成し，各主体間で横断的な人材交流を図る必要がある。例えば，各種のノウハウに関して，大学等の高等教育機関が担い手となる場合，MBA のカリキュラムに CSR 関係の各種教育・研修プログラムを組み込んだり，非営利組織を担うリーダー育成のための経営プログラムを新設するなどの取組が考えられる。また，企業や NPO の側も，積

極的に職員にこうしたプログラムを受講させたり，卒業生の採用等を通じて，積極的に人材の確保に努めることが必要である。さらに，例えば企業と NPO との協働プロジェクトなどを通じて人材の交流を促進し，お互いのノウハウの伝播・共有を進めるなどもあり得る。

一方，学術的知見に関しては，持続可能な発展や社会的責任に関係した領域横断的な学会を形成し，組織的な情報交換や意見交換を進めることが考えられる。また，こうした研究者の側も，積極的に企業や NPO との協働プロジェクトに参画するなどして，実践的なノウハウと学術的知見との交流を図ることが重要である。

（3）情報環境の整備

組織やステークホルダーの間のコミュニケーションを円滑化させる上で，あるいはさらに，上に述べてきた知識の蓄積や人材の育成・交流を進める上でも，組織やステークホルダーを取り巻く情報環境の整備を進めることが重要である。

具体的には，CSR に関する取組の好事例や，行政や市民団体との先行的な協働プロジェクト事例などの集積・共有や，ステークホルダーがアクセスしやすい社会的責任報告書のデータベースの構築，社会的責任に関連した NPO や消費者団体についての総合的で検索可能なリンク集の整備などが挙げられる。また，円卓会議の立ち上げに際して，こうした情報に誰もが容易にアクセスできるように，社会的責任に関するポータルサイトを設置することも検討するべきである。

（4）財政基盤の整備

特に取組に当たっての財源確保が難しいステークホルダーについては，寄付税制の拡充等による財政基盤の整備のほか，「カネ」で論じたソーシャルファイナンスの促進を通じた間接的な支援などの方策が考えられる。また，非営利部門の中でも，中間支援組織など特に公共財的な環境整備にあたる組織については，政府による補助金等による直接的な財政支援のほか，後述のマルチステークホルダーによる専門の支援組織やネットワークを通じた財政支援に道を開くことが重要である。

（5）専門の支援組織やネットワークの設立

最後に，これまで述べてきた知識の蓄積，人材の育成・交流，情報環境の整備，財政基盤の整備など，キャパシティ・ビルディングを戦略的に担うような包括的な仕組みを，主要なステークホルダーの共同出資や政府出資等の形で設立することが考えら

れる。この包括的な仕組みは，デンマークのコペンハーゲンセンター[30]やイタリアのItalian Center for Social Responsibility[31]のような，国の付属機関や共同出資機関としての支援組織の形を取ることも考えられるし，European Academy of Business Society （EABIS）[32]やイギリスのCSRアカデミー[33]のようなステークホルダーの横断的ネットワークによる形も考えられる。

特に，こうした支援組織やネットワークを構築する場合，日本国内のみならず，アジア諸国における各主体の取組の公共財的な基盤となる知識の蓄積や人材の育成などにも射程を広げるべきである。

[30] http://www.copenhagencentre.org/ 参照。なお，同機関は2007年6月1日をもって閉鎖され，その業務はデンマーク商業企業庁内のCSRセンターに移管されている。
[31] http://www.i-csr.org/ 参照。
[32] http://www.eabis.org/ 参照。
[33] http://www.bitc.org.uk/resources/training/csr_academy/index.html 参照。